
チリ・ピノчетト体制確立に至る過程の政治・経済学的考察

－1970年代から80年代半ばを中心として－

竹内 恒理
中川 智彦

1930年代初頭以来、安定した大統領制議会民主主義の伝統を持っていたチリ共和国は、1973年9月から1990年3月までの16年半に及ぶ軍事独裁政権を経験した。

建国以来類を見ない長期支配を行うことになったチリ軍部は、1970年に成立した社会・共産両党を主体とする「人民連合」(UP)政権に対する1973年9月11日の軍事クーデタによって権力を奪取した。チリでは、1970年9月の大統領選挙で勝利をおさめたUP統一候補サルバドール・アジェンデ (Salvador Allende) が11月に大統領に就任し、社会主義者を首班とする政府が史上初めて民主的手続きを従って樹立されていた。しかし、野党勢力との対立激化に加え、UP内部の路線対立が重なって、1973年までにチリは経済・政治ともに機能不全に陥り、社会不安が増大し、現状打開を求める雰囲気が高まつた。

このような政治的・経済的手詰まり状況に終止符を打ったのは、軍であった。1973年9月11日、アウグスト・ピノчетト (Augusto Pinochet) 陸軍総司令官を中心としたチリ陸・海・空三軍と警察軍が軍事クーデタを起こし、大統領府モネダ宮の死守を図ったアジェンデ大統領は任期半ばにして戦火の中で死亡した。

こうして誕生した軍事政権は、当初、アジェンデ政権下の社会不安を収拾し、短い期間に民政移管を準備するものと受けとめられていた。特に、議会内最大勢力であった中道政党のキリスト教民主党 (PDC) も、軍の行動を支持し、党指導者の中には政変による対外関係の悪化を避けるため事情説明に海外まで出かける者もいた。しかし、クーデタ以後実権を掌握したピノчетト将軍を首班とする執政評議会は、単に、社会不安の解消と治安の維持だけを目指すのではなく、1930年代以来の政治・経済的伝統にチリの混乱の元凶を求め、長期的な視野に立った国家再編を実現するまで軍が政治権力を独占する方針を表明するに至る。執政評議会によって既に左翼政党が非合法化され政治活動も禁止されていたため、政党活動は公式には機能していなかったが、以後、UP内外の左翼諸政党とPDCを合わせた大半の政治勢力が、反軍政の立場をとることになった。従って、主要政党の中で軍政に協力を続けたのは、自主解散をした保守政党の国民党 (PN) だけになつたのである。

民主主義的伝統を有するチリにおいて非合法的に政権を奪った軍事政権にとっては、国内的にも対外的にも政権の正統性を確保することは、当初から、克服すべき重要な課題となった。そして、ピノchetト政権は、自らの正統性の確保を、1930年代から続く保護主義的経済とそれを支えてきた政治・社会システムを再編することを通して、実現しようとした。本稿では、この国家再編プロジェクトを「資本主義革命」とその政治的制度化の試みと捉え、ピノchetト体制確立に至る過程の政治学的考察と経済学的考察を平行して行うことを通して、その歴史的意味を明らかにしたい。まず、中川が「1980年憲法体制」確立過程に注目しながら政治学的考察を行い、その後、竹内がピノchetト政権下の経済構造変化を再資本主義化という観点から検討する。

[第1部]

ピノchetト体制の政治学的考察－資本主義革命と制度化の試み－

1. はじめに

軍事政権期を大きく二つに分けると、国内金融危機と対外累積債務危機に見舞われた1982年経済危機以前の教条主義期とそれ以後の現実主義期とに区分できるが⁽¹⁾、前期は正に、一方で軍内部の反対派を封じ込め、他方で民間のブレーンを活用しつつ、ピノchetト陸軍総司令官への権力集中が図られた独裁的権力構造の制度化の時期とも重なっている。本稿では、こうした独裁的支配の確立過程から制度化が緒に就いたばかりの1982年頃までを中心に据え、長期化したピノchetト政権の体制確立プロセスを分析してみる。その際、政権の目標設定とそれがどのように実現されたかをみるとともに、初期経済再建と開発戦略の背後にある支配的イデオロギーの確立過程を明らかにするために、民政復帰後の今日に至るまで基本法として受け継がれることになった「1980年憲法」の沿革に焦点を当てる。それは、この「1980年憲法」こそが、ピノchetト政権の国家再編プロジェクトの政治的集大成と言える重要な「遺産」であったからである。また、この「1980年憲法」制定への過程を分析することは、1970年代後半のチリ経済ブームに自信を得て、社会経済変革の道筋を確立しつつあった、絶頂期の軍事政権のヴィジョンを検証するものと言える。

2. 軍事クーデタの目的と制度化問題

ピノchetト将軍らによるクーデタの目的は、「侵害されたチリらしさ、正義、制度的枠組を回復する」ことにあることが、1973年9月11日付政令（Decreto Ley, 以後DL）第1号（同年9月18日付『官報』）で明らかにされた。しかしながら、その具体的な再建プログラムについては、クーデタに参加した四軍の間にしっかりと合意があったわけではなかった。実際には、空軍総司令官グスタボ・リー（Gustavo Leigh）将軍に象徴される早期民政移管派の発言権が封じ込められ、陸軍総司

令官ピノчетト将軍による一元的支配体制が確立した1978年頃になって初めて、一定の合意が達成されたとも言える。しかし、ピノчетト体制確立の方向は、既に1974年内に着実に且つ速やかに進められていた。象徴的なのは、DL 第527号（6月26日付『官報』）とDL 第806号（12月17日付『官報』）の制定である。DL 第1号で四軍トップによる持ち回り制とされたはずの執政評議会議長（presidente de la Junta de Gobierno）が、DL 第527号によって、ピノчетト将軍に固定されただけなく、立法権を行使する執政評議会から独立し、国家最高指揮官（Jefe Supremo de la Nación）の称号を受けて行政権を行使することが定められた。ピノчетト将軍は、政令によって立法・行政の二つの権力を同時に行使する立場を確保することになったのである。さらに、DL 第806号では、執政評議会議長、行政府の長（jefe del Ejecutivo）、国家最高指揮官を、「共和国大統領」に任命することが定められた。こうして、クーデタから1年あまり後に、ピノчетト将軍は大統領を名乗ることになった。また、DL 第806号よりも前に、政令と当時の現行憲法との間に矛盾が生じた場合、政令が優先されることを定めたDL 第788号（12月4日付『官報』）が制定された^②。

このように、チリの軍事政権はピノчетト将軍を中心とする集権的な政治支配機構の確立を行いながら、政治・経済・社会の再建・再編を目指していく。こうした政治制度的ヒエラルキーと軍内の階級的上下関係とによって二重に支えられた行政機構の確立は、制度的統一性のとれた諸政策の遂行のための利点となり、同じ時期の他のラテンアメリカ諸国の中にはない強固な体制を築くことを可能にしたと言える。

（1）軍事クーデタの動機と初期の目的

1973年9月11日の軍事クーデタを正当化するために公表されたその理由は、「当初は正統性を有していたとはいえ、現在非正統性に陥ってしまった政府を罷免するという、祖国が軍に課した道徳的義務を」遂行することにあるとされた。この非正統性は、「表現の自由、教育の自由、集会の権利、ストライキの権利、誓願の権利、所有権、一般に、安全で尊厳のある生存の権利といった、基本的諸権利をないがしろにすることによって明らか」とされ、アジェンデ政権は「国家的統一を破壊してきた」として非難された。それは、「法を尊重せず、遵守させなかったこと」、「度重なる機会に憲法の枠からはずれたこと」や、国会、司法権力や共和国総合監査院（Contraloría General de la República）の諸決定をないがしろにしたからとされた^③。

また、軍事政権の期間については、「侵害されたチリらしさ、正義、制度的枠組を回復するという愛国的使命をもって」^④、「諸情勢が要請する期間に限り、権力を」^⑤掌握すると宣言した。

実際、1974年3月の「チリ政府諸原則宣言（“Declaración de Principios del Gobierno de Chile”）」が発表されるまでの期間は、軍事介入の正当性を強調する必要に迫られ、国家的統一の回復や憲法の尊重が謳われて、人民連合政権に反対していたすべての勢力の共通の代弁者たることが強調されたのである^⑥。

（2）1974年3月「チリ政府諸原則宣言」

しかし、この宣言を境にして、ピノчетト将軍による独裁的性格が強められていくのと平行す

チリ略年表

1973年 9月	クーデタ／執政評議会／戒厳令発令／左翼政党非合法化
10月	大統領令第1,064号、憲法諮問委員会設立
1974年 3月	「チリ政府諸原則宣言」
6月	政令第527号、ピノchetトを 執政評議会（立法権行使）議長と「国家最高指揮官」（行政権行使）に指名
12月	政令第788号、「1925年憲法」より政令を優先 政令第806号、ピノchetト（行政府の長）を「共和国大統領」に任命
1975年 4月	「ショック政策」発表
12月	「チリ政府国家目標」
1976年 1月	憲法令第1号、国家審議会設立
9月	レテリエル元外相暗殺
1977年 3月	全政党非合法化
7月	「チャカリージャス演説」
11月	ピノchetト、新憲法草稿を憲法諮問委員会に提示
1978年 1月	「国民協議」実施
3月	戒厳令解除（緊急事態令は継続）
7月	リー空軍総司令官解任、後任はマティ
8月	憲法諮問委員会、新憲法原案を大統領に提示
10月	修正後、憲法諮問委員会草案として、国家審議会へ送付
1979年 6月	対ドル為替相場固定制導入（1ドル39ペソ）
1980年 6月始	国家審議会草案、大統領に提出／執政評議会と特別作業部会による修正作業開
7月	国家審議会草案、執政評議会に正式に提出
8月	執政評議会、新憲法最終案を公表し、「国民投票」告示
9月	新憲法採否を問う「国民投票」実施 共産党「人民蜂起」戦略採用
10月	「1980年憲法」公布
1981年 3月	「1980年憲法」発効、ピノchetト正式に大統領就任
11月	銀行監督局、金融業界への介入・指導を決定／国内金融危機
1982年 1月	フレイ（父）元大統領死去
6月	対ドル為替相場固定制撤廃
7月	中央銀行、不良債権一時買取制度導入し金融システム破綻回避
8月	メキシコ対外債務サービス支払い停止宣言、累積債務危機発生
1983年 5月	国民抗議運動始まる
8月	ハルパ内相就任（政治家採用・軍民対話開始）／緊急事態令解除

1984年 3月	緊急事態令再布告
4月	エスコバル蔵相就任
11月	戒厳令再布告
1985年 2月	ハルバ内相とエスコバル蔵相解任／ビュッヒ蔵相就任
6月	戒厳令解除
8月	メンドーサ警察軍長官辞任、後任はスタンゲ
1986年 8月	J.アレサンドリ元大統領死去
9月	マヌエル・ロドリゲス愛国戦線、ピノchet暗殺未遂／戒厳令再布告
12月	戒厳令解除
1987年 3月	政治政党憲法構成法（法律第18,603号）公布
1988年 8月	緊急事態令解除 執政評議会、国民投票での次期大統領候補としてピノchet指名
10月	ピノchet大統領続投の是非を問う国民投票実施、続投拒否
1989年 7月	「1980年憲法」修正案の是非を問う国民投票実施、修正承認
8月	憲法修正法（法律第18,825号）公布
12月	大統領選挙と国会議員選挙実施、エイルワイン大統領に当選
1990年 3月	エイルワイン大統領就任、民政復帰
1991年 4月	憲法修正法（法律第19,055号）公布
11月	憲法修正法（法律第19,097号）公布
1994年 2月	国会両院総会、大統領任期を6年に短縮する旨の憲法修正決議

(出所) 中川,1997, p.30の略年表より作成。

る形で、次第に、その目標設定にも重大な変化がもたらされた。これ以後、1977年7月の「チャカリージャス演説」までの期間は、軍の統治に期限を設定することが否定され、新たな社会の再編成をその目標に定めることとなった。軍事クーデタから6ヶ月目に発表されたこの宣言と、1975年12月23日に公にされる「チリ政府国家目標（“Objetivo Nacional del Gobierno de Chile”）」は特に、国家安全保障の論理と経済的自由主義の採用を明確にし、その目的に合うように社会の変革を敢行することを強調した。軍事政権の期間についても、反共戦争の成果如何によるとし、共産勢力の脅威が永続的なもので、国家の内側から入り込んでくるものである以上、果てしのない戦争状態が続かざるを得ないと説明した⁽⁷⁾。

この「諸原則宣言」は、チリ軍事政権が明らかにした最初の公式の目標設定であり、長期独裁化の方向を決定付けた重要なものと言える。その内容のうち、特に重要な箇所を中心に見ながら、初期軍事政権の方針を確認しておく。「三軍及び治安軍は、政府の行動に期限を設定しない。なぜなら国を道徳的、制度的、物理的に再建するという任務は、深淵で長期におよぶ活動を必要とするからである。要するに、チリ国民のメンタリティを変革することが求められているのである。」また、政府は、「二つの同じような党派的政府の間の挿入句を意味するような、単なる管理政府に徹すること

に自らを限定する」ような考えをはっきりと拒否する一方で、「人民が、普遍的で、自由で、情報豊かな秘密選挙を通して選ぶ人々に、適当な時期に、政治権力を委譲する」用意があるとも述べている。しかし、そのことは、軍が全面的に政治から退くことを意味するのではなく、将来にわたって絶えず監督者として政府の行動を監視することを条件としてのことだった。「三軍及び治安軍は、新しい憲法によって付与される特殊制度的な役目を果たすことになる。それは、広義の国家安全保障という考えに基づいて（政府の行動を）監視することを任務とするものが、担うべき役割なのである。」⁽⁸⁾

1975年末の「国家目標」と1976年9月の大統領演説などでは、反共戦争や国内の敵に対する戦いに力点が置かれ、制度化や民政移管の問題は表面には出てこなくなる。とはいえ、この「諸原則宣言」以来、その精神は、「1980年憲法」まで一貫して受け継がれることになった。

(3) 1977年7月9日チャカリージャス演説

軍事政権が、住民運動や労働運動などの末端の指導者、革命的左翼運動（MIR）活動家、社会党員、共産党員、人権擁護運動の聖職者に対する選別的弾圧をほぼ完了し、更に、経済の面ではショック療法をもちいてマクロ経済安定に成功しつつあった1977年7月9日、ピノchetト大統領は、チャカリージャスの丘で行った演説の中で具体的民主化プロジェクトを示した。これは、ピノchetト政権が、自らの制度化による正統性の獲得を、独自の新しい「民主主義」体制の確立によって実現していくことを日程にのせた最初の暫定的プランとみることができる。このチャカリージャス演説では、おおよそ、次のような民主化プランがたてられた。

それは、基本的に三つの段階に分けられる。民政移管の第一段階は最長で1980年12月31日までとされ、この間は文民の協力を得ながら、軍がそのまま権力を行使する。次に、第一段階終了から5年間、最長で1985年12月31日までの第二段階では、憲法令（Actas Constitucionales）が「1925年憲法」に取って代わり、軍と文民とが権力を分かち合って共同統治する。ピノchetト将軍は、共和国大統領としてそのまま政権を担当し、執政評議会も、権限が縮小されるものの、そのまま立法権の一部を保持するとされた。一方、文民は立法議会を組織するが、これは執政評議会および大統領による任命議員によって構成されるとした。そして、最後に、遅くとも1985年12月31日までに立法議会（議員の3分の2を各州での直接選挙によって選出する）によって選ばれる共和国大統領の任命と新憲法の発布とを以て、新たな「民主主義」体制が始動するものとされた。この第三段階になって初めて、政権は原則として文民によって運営されるはずであった⁽⁹⁾。

しかし、ここでの「民主主義」とは、軍によって保護された権威主義的で技術的なものに過ぎなかった。実際、この演説の中でピノchetト自身、「権威主義的民主主義の構成部分として、国家防衛（Defensa Nacional）機関が、合法的に参加することを認めておく必要があろう。それは、軍の性質からして、政治的出来事の上に立って、国家の最も恒久的な部分を代表し、その性格からくる高度な監視的役割行使するために構造化されるべき安全保障権力を将来、軍が担うことである。」⁽¹⁰⁾と述べていた。ただ、詳細な取り決めについては、憲法諮問委員会（Comisión Constitucional）⁽¹¹⁾の作業によるとされ、実際の新憲法案が煮詰まるまでには、軍全体としての政治への関与を否定し、軍内部の職業専門主義的意見が復活するなど⁽¹²⁾、多少のトーンの変化も見られた。このように暫定

的性格の濃い演説ではあったが、これを以て、ピノchet政権の「新体制（Nueva Institucionalidad）」構築のもくろみが開始されたものと言える。

(4) 1978年「国民協議」実施とリー将軍解任

1977年12月12日ピノchetは、当時国連総会で採択された対チリ人権侵害非難決議（決議32/118）を逆手に取り、国民の現体制に対する支持を問う「国民協議（Consulta Nacional）」を行うことを突如発表した。翌1978年1月4日に実施された信任投票では、75%という圧倒的支持票を得ることに成功した。これは、ピノchet将軍が進めてきた「新体制」構築へ向けての信任投票として利用され、経済好転にも助けられて、制度化日程の大幅繰り上げを誘った。すなわち、1978年3月、クーデタ以来継続されてきた戒厳令の解除（緊急事態令に変更）⁽¹³⁾、内相への文民の登用と1979年12月までの新憲法草案の完成等が発表され、チャカリージャス演説の制度化日程に大幅な修正が行われたのである。これは、実質的な民政移管を遅らせるための制度化推進であったため、ピノchet将軍の個人的独裁色の強化や、軍が政治に長く関与し続けることに当初から批判的であったリー空軍総司令官ら空軍上級将校達は、ピノchet将軍の動きを公然と批判するなどして、軍内の亀裂が決定的となった⁽¹⁴⁾。これは、結局、リー将軍の解任（1978年7月24日）とそれに抗議する形で行われた空軍将校らの集団退役で幕を閉じたが、これによってピノchet将軍は、執政評議会に対する優位を強めることにも成功したのであった⁽¹⁵⁾。

これ以後、憲法諮詢委員会案、国家審議会（Consejo de Estado）⁽¹⁶⁾案を経て1980年8月の執政評議会最終案の発表と信任投票の告示へと進み、その展開の中で経済的変革に加えて社会面での制度的諸改革も本格的に開始されていった⁽¹⁷⁾。ここに来てようやく自信を持った軍事政権は、自らの制度化の見通しを確定・法制化し、法治国家としての擬装を行ったのである。

3. 「1980年憲法体制」の成立

1980年8月10日、執政評議会による新憲法最終案が公表され、新憲法案の採否と1981年3月11日から8年間を任期とするピノchet大統領の信任を問う「国民投票」が告示された。9月11日に実施された投票結果は、賛成67.06%、反対30.17%と発表され、ピノchet将軍は、新憲法とともに、国民に選出された大統領としてのタイトルを手に入れることに成功した⁽¹⁸⁾。ここでは、この新憲法の制定過程を振り返ってみたい。

ピノchet政権は、当初から「1925年憲法」の見直しの必要性を認め、1973年9月24日には憲法諮詢委員会を組織し、憲法改革案の研究・作成作業の開始を命じた。同委員長には、ホルヘ・アレサンドリ（Jorge Alessandri）政権期（1958-64年）に法務大臣を務めた弁護士エンリケ・オルトゥサル（Enrique Ortúzar）が任命された。

しかし、その作業は進まず、諮詢委員会原案がピノchet大統領に提出されたのは、ようやく1978年8月に入ってのことであった。実質的には、1977年11月15日にピノchet大統領が諮詢委員会に提示した草稿⁽¹⁹⁾が決め手となり、諮詢委員会はその後1年弱で原案を作成したことになる。

その原案は修正作業の後、1978年10月31日に正式に憲法諮問委員会草案として国家審議会に送られ、その検討作業が始まった。

さて、この国家審議会は、1976年に設置された軍政下の所謂「参議院」的な機関で、職能組合や「活力ある勢力」の代表者と共和国大統領経験者などの有力者によって構成されていた。当時存命中の3人の元大統領のうち、2名はこれを受け入れ、特に、J.アレサンドリは、イニシアティヴを握るべく積極的に審議会議長となった。そして、この憲法草案の起草に際して、彼は、伝統的保守派の立場から影響力を行使しようとした。

この国家審議会で先の諮問委員会草案（オルトゥサル案）は検討・修正され、1980年7月8日、国家審議会草案（アレサンドリ案）として、正式に、より正確に言えば儀式的に、執政評議会に提出された。

ところが実際には、ピノчетト大統領は、既にその10日程前にアレサンドリ議長に草案の提出を命じ、セルヒオ・フェルナンデス（Sergio Fernández）内務大臣に内容の検討・修正作業を行わせていた。審議会草案には本文と別冊があったが、内相を中心とする特別作業部会では、まず本文がオルトゥサル案と比較検討され、復元・接近が図られた⁽²⁰⁾。

一方、アレサンドリ案の別冊は、ピノчетト自身が加わる執政評議会で密かに検討された。これが、伝統的保守「右翼」系（旧政治家ら）の戦略とグレミアリスト⁽²¹⁾・「ネオ・リベラリスト」連合系⁽²²⁾の政治戦略とを分ける重要な争点となっていた経過規定条項、つまり、移行期の問題に関する別冊であった⁽²³⁾。7月末頃になってピノчетトがフェルナンデス内相に手渡したその執政評議会経過規定原案は、新憲法発布から実に16年間を移行期として定めるものとなっていた。これは、アレサンドリ案の5年間という構想はもとより、1977年のチャカリージャス演説の移行期間構想とも大きな隔たりを示していた。最終的には、オルトゥサルの異議が受け入れられて8年間とされ、移行期間満了前に次期大統領候補の信任を問う国民投票を行うこととされた。しかし、これは、あくまでも移行期間の折り返し地点として、捉えられていたのである。

1980年8月、執政評議会は「1980年憲法」最終案を公表し、「国民投票」を告示した。正式な国家審議会草案の提出から僅か1か月程で提示されたこの最終案は、実際には、この特別作業部会による修正案であった。

4. 資本主義革命の制度化

「1980年憲法」経過規定（全体で29カ条⁽²⁴⁾より成る）に定められた8年間は、「真の民主主義」のための準備期間とされ、この間、ピノчетト政権は、実質的に諸例外事態令を維持し、言論・出版・体制批判活動を禁止または管理・統制の対象に置き続け、また、政治的党派的性格のすべての活動の禁止（「政治政党に関する憲法構成法」⁽²⁵⁾制定までの間）を継続することなどが規定された。そして、ピノчетト大統領の最初の任期が満了する1989年3月11日より少なくとも90日前に次期大統領候補者を決定し、その告示日から30日以後60日以内に、信任を問う国民投票を実施することが規定されたのである⁽²⁶⁾。すなわち、遅くとも、1988年12月10日頃告示し、1989年の1月中旬から2月初旬までに国民投票を実施して有効投票の過半数を以て信任と認め、ピノчетト大統領の最

初の任期満了日である1989年3月11日に新大統領（経過規定は、意図して、この国民投票の候補に限り、連続再選禁止条項を適用しないことを定めており、ピノchetが指名・再選されることを想定していた）が就任、その9ヵ月後（12月11日）に総選挙を告示して、その30日以後45日以内（早くも1990年1月10日、遅くも1990年1月25日）に実施し、国会は、総選挙告示日から3ヵ月後（1990年3月11日）に開設されるという規定になっていた⁽²⁷⁾。

この「1980年憲法」経過規定の意味するものは、移行期間の「制度化」、つまり、できるだけ長い準備期間の設定であった。これは、正に、経済的「イデオロギー支配」を達成して自らの主義・主張の実現に自信を深め、さらに70年代末に至って社会労働分野においても影響力を確立しつつあった「ネオ・リベラリスト」の要求に合致するものであった。移行期間論争の裏には本質的な意見対立がかくされていたが、経過規定による長い移行期間の設定は、チリにおける「ネオ・リベラリズム」の全面的勝利をあらわしていた。

移行期間をめぐる対立は、その性格付けの相違から生じていたが、ピラール・ベルガラ（Pilar Vergara）は『チリにおけるネオ・リベラリストの栄華と没落』⁽²⁸⁾で四つの立場を区別し、検討を加えている。ここでは、簡略化して二つに分けて解説したい。一つはできるだけ準備期間を長く設定しようとする「長期派」、もう一つは軍事政権からの移行をできる限り早く且つ詳細に設定しようとする「短期派」に分類できる。前者には、グレミアリスタと伝統的民族派コーポラティストの諸潮流⁽²⁹⁾が含まれ、後者には、伝統的保守勢力と制限的な政治参加に基づく民主主義を主張する「少数派の意見」グループ⁽³⁰⁾が含まれていた。

長期派であるグレミアリスタの主張は、社会的「近代化」の促進と確立などの軍事政権に残された課題の達成を最優先すべきであるというものであった。従って、制度的な正常化の日程は、この最重要課題の達成状況に依存すべきものとされたのである。彼らにとって、進行中の「近代化」の課題の達成は、「強固で安定した民主主義にとっての必要不可欠な基礎工事」⁽³¹⁾であり、「市民一人一人がその諸成果を体験することで、その最も熱烈な擁護者となる」⁽³²⁾ための時間を確保することが不可欠であった。そして、その間は、立法・行政権の実質的な独占を維持し、「1980年憲法体制」の「近代化」路線を補完するための諸法令の作成・発布・施行を図り、その達成状況に応じた「柔軟な」法的規定によって律せられることが必要とされた。

また、長期派として挙げられたもう一つの思想潮流である伝統的民族派コーポラティストは、軍政に明確な期限を設定すること自体に反対し、軍政を制度化するための暫定的法律の制定と大統領の権力強化を主張していた。

これに対し、短期派の主流は、具体的にはアレサンドリに代表される伝統的保守勢力であった。短期法制派とも呼ぶべき彼らは、軍の名誉ある政治からの撤退を保障するためになるべく早い正常化を求める同時に、暫定的法律を制定して移行期間中に民政移管プロセスを開始することで、円滑な正常化を実現することを主張していた。この暫定的法律では、正式な憲法制定のための詳細な日程も定めるべきとされた⁽³³⁾。

この他に、「少数派の意見」と自称するグループがあったが、「正常化」の中身が異なっていたとはいえ、早期正常化へ向けた詳しい暫定的法律を制定し、民政移管の漸次的実施の中で正式な憲法

を制定することを主張していた点で、伝統的保守派と一致していた。

以上、移行期間をめぐる立場の違いを大きく二分した上で、主要な四つの主張を簡単に見た。これから窺えることは、長期派、特にグレミアリスタの主張が、軍事政権の全体的な社会変革ヴィジョン（「近代化」路線）の完全な実現を意図し、ピノchetett体制の「偉大な事業」の継続を障害なく実現するうえで大変一貫性のあるものであったのに対し、それ以外の主張が、首尾一貫性に欠け、「偉大な事業」の完全な形での継続・展開にとって不確定な要素を持ち込む内容であった点である。

いずれにせよ、本節冒頭に示した経過規定の内容からしても、最終案作成に至る過程で重要な役割を果たした顔ぶれ⁽³⁴⁾からしても、「1980年憲法」は、グレミアリスタの主導のもとに完成されたものと言っても過言ではない。そして、この新憲法の制定は、社会経済面でのヘゲモニーを獲得していた「ネオ・リベラリスト」の諸活動を、政治的・制度的な面で保障・援護することを目指したものであり、資本主義革命の制度化の試みと言えるものであった。

5. 結び

本稿では、チリ軍事政権による国家再編プロジェクトの政治的制度化過程に焦点を当てて、ピノchetett体制確立に至る過程の政治学的考察を行った。特に「1980年憲法」の制定過程に注目して検討を行い、我々は少なくとも、1970年代後半のチリ経済ブームに自信を得て、社会経済変革の道筋を確立しつつあった絶頂期の軍事政権のヴィジョンを点検することができた。

むろん、その後の推移は、1982年危機以降の現実主義的構造調整路線への転換もあって、当初の思惑通りに進んだわけではないことも事実である。しかし、経済的自由主義と権威主義的民主主義を規定した「1980年憲法」は、チリ共和国という国家を構成する重要な装置の一つとして組み込まれ、民政移管後の今日に至るまで、制度的な枠組を提供し続けている。「1980年憲法」は、既に4度の修正⁽³⁵⁾を受け、その制限的・権威主義的内容も多少緩和されてきてはいるが、やはり軍事政権の最大の「成果」のひとつであり、遺産と言えるものである。

最後に、制定後の「1980年憲法」が果たした役割を簡単に整理し、「1980年憲法体制」の意味について触れておきたい。

まず第一に、新憲法は、その経過規定に従って、1981年3月11日の発効から更に9年にわたり、完全な「新体制」への移行期間という名のもとで、政争に左右されることなく、新自由主義的社會経済再編計画を貫徹することを可能にした。このことは、その後のチリの開発戦略の方向性や支配的イデオロギーの確立という点で決定的な役割を果たすことになった。1982年危機以降も、政権内におけるシカゴ・ボーズらを中心とする教条主義的なマネタリストの影響力は落ちたとはいえ、徹底的な対外開放・自由化・民営化・経済効率優先の経済政策を維持できた結果、経済構造の全面的再編プロセスが加速化されただけでなく、少なくとも、市場経済システムの尊重という社会的コンセンサスの醸成に成功したのである。

第二に、1982年の経済危機とそれに続く政治危機（民主化運動の盛り上がり）を乗り越える上でも、この憲法の存在は大きな機能を果たした。経済ブームの中で自らの手を汚した経済ブレーン達

の解任は、新しい制度的枠組を備えたピノchet政権にとっては、もはや不安定要因ではなかった。また、民主化運動の盛り上がりに対しても、法的手続きを従いながら、硬軟織りませた懐柔策を駆使することによって、反軍政勢力の大同団結を阻むのに成功したのである。

しかし、周知のとおり、その後「1980年憲法」はピノchet体制の維持にとっては逆に作用し始めた。新憲法は、ピノchet政権にとって「法治国家」としての衣を提供したが、鎧の上に着けたこの衣は、1988年10月に実施された国民投票に向けての反軍政勢力との政治的闘いの中で自らの行動にも枠をはめ、「合法的」なピノchet政権打倒と民政移管を可能にしたのだった。

1988年の国民投票におけるピノchet敗北の要因⁽³⁶⁾を分析することは本稿の目的ではないが、次の2点は重要と思われる。一つは、1986年頃までに経済的危機を脱出したかに見えたチリ経済のマクロ指標上の回復は、実際には、失業や実質所得の低下など庶民の生活水準の悪化という犠牲の上に実現したものであったことから、大衆の支持が回復しなかったことである。これは、政策決定過程に民主的手続きを欠く権威主義体制下の開発戦略が効率優先の市場経済至上主義を貫徹した結果、犠牲となった庶民の生活レベル低下に十分な対処を欠いた必然的結果と言える。

もう一つは、ソ連の威信低下や東西冷戦の終焉が、経済的自由主義と政治的民主主義の同時的実現を理想とする空気を醸成し始めていた中で、市場整備の進展に支えられて登場していたチリの新しい企業家達にとって一層のビジネスチャンスを狙うには、権威主義体制はもはや障害となり始めていたことである。これは、ある意味で、ピノchet政権下の社会・経済再編プロジェクトの成功の結果とも言えるが、いずれにせよ、国際的な信用や威信を獲得する上で、人権問題などで汚れたイメージは払拭すべき障害でしかなくなつたのである。

換言すれば、ピノchet政権の正統性に陰りが見られるようになったと言うことである。これを反映して、経過規定に定められた国民投票の実施が射程に入ってきた1987年頃になると反軍政勢力が団結し、「1980年憲法」を逆手に取った戦術でピノchet軍事政権に終止符が打たれたのであった。

（なかがわ もとひこ 神戸大学大学院国際協力研究科博士後期過程）

[第2部]

ピノчетト体制の経済学的考察－再資本主義化の試み－

1. はじめに

第1部はピノчетト体制確立に至る過程を「資本主義革命」とその政治的制度化の試みと捉え、政治学的手法による考察を行った。第2部の本稿では1973年以降1985年に至るピノчетト政権の経済政策に焦点を当て、その政策の目的が単にインフレーションを抑制するなどの経済安定化政策にとどまらず、経済・社会の構造的転換を伴う再資本主義化であったことを明示したい。ピノчетト軍事体制は1980年に公布された80年憲法の成立により搖るぎないものになったと見えたが、その後、1982年から84年にかけて経済的危機の発生により体制の危機に直面したこと、また、事実であった。本稿ではピノчетト政権の経済政策とその結果をレビューすることにより、同政権が再資本主義化にもかかわらず、なぜその後、世界銀行（World Bank、以下、世銀と略す）と国際通貨基金（International Monetary Fund、以下 IMF と略す）の提示した国際収支の不均衡改善のための諸政策、即ち構造調整政策を受け入れざるを得なかったかを考察する材料としたい。

チリ経済の再資本主義化の方法として、ピノчетト政権は私有財産制度の再確立、財政の再建、金融・資本市場の自由化、貿易の自由化を図った。本稿では、まず、アジェンデ人民政権時代の経済状況を概括した上で、1973年9月に成立したピノчетト政権がその再資本主義化政策の大方向を完了した1980年代半ばまでを扱うこととした。因に、1985年はチリ経済が急速な自由化により生じた歪みを調整するため、上記の世銀、IMF の提示した経済構造調整が開始された年となり、ピノчетト政権下のチリ経済の構造的転換点として意義があるものと考えられる。

2. チリにおけるシカゴ・ボーズの発生

チリにおいては1917年に勃発したロシア革命の影響を受け、1922年には早くもチリ共産党が結成されるなどマルクス・レーニン主義思想の流入とその拡大が見られ、特にチリ北部の鉱山労働者の労働運動や首都サンチャゴの知識階級に大きな影響を与えた。マルクス主義は学問分野にも影響を与え、チリ大学経済学部はラテンアメリカ地域におけるマルクス経済学的一大拠点となり、高い研究水準を誇った。

1950年代の米ソの対立の中でアメリカは西側世界におけるマルクス主義的運動の動向に強い関心を持ち、チリの政治経済の左傾化に警戒心を強めて行った。こうした中、1950年代にアメリカ政府は、当時ラテンアメリカ地域の開発理論の分野において強い影響力を持ち始めていた国連ラテンアメリカ経済委員会（現在は国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会）のラウル・プレビッシュ博士を中心とする従属論学派に対抗するため、同委員会が設置されているチリに援助の一環としてシカ

ゴ大学とチリの大学間の大学院レベルでの交換留学制度の整備を進めた。アメリカ国際協力監督局(現在のアメリカ国際開発庁)の仲立ちによりM.フリードマンらが率いるシカゴ大学経済学部とチリ・カトリック大学経済学部との間で交流協定が締結されたが、その交流方式はチリ人留学生にM.フリードマン、T. W. シュルツ、A. ハーバーガーなどのシカゴ大学の教員が徹底的に新古典派経済学の価格理論と統計学を駆使した実証主義的経済学の手法を教授するというものであった。

チリ・カトリック大学がシカゴ大学のカウンター・パートに選ばれた理由は、当時、国立チリ大学の経済学部はマルクス主義経済学の牙城となっており、フリードマンらの学説に対する抵抗が強かったこと、また、チリ・カトリック大学の経済学部側もスタッフの強化を望んでいたからであった。チリでは1950年代半ばからシカゴ流の経済学のトレーニングを受けた留学生が帰国後、母校のカトリック大学に戻り、教鞭に就くというパターンが10数年間に亘り繰り返された。このトレーニングを受けたチリ人はシカゴ・ボーイズ(Chicago Boys)と呼ばれるエコノミスト集団を結成していった⁽¹⁾。このシカゴ大学による経済思想の移転の一環としてのトレーニングはチリにネオ・リベラリズムをもたらす上で大変重要な役割を持ったと考えられる。1973年アジェンデ社会主義政権を転覆したピノchetとその経済政策上の協力者となったシカゴ・ボーイズたちは、このネオ・リベラリズムにチリ社会の変革、即ち、再資本主義化の拠所を求めたのであった。これらシカゴ・ボーイズたちが実際にチリの経済政策を担当するのは、留学制度がスタートして実に20年ほど後のことであった。

3. アジェンデ人民連合時代下のチリ経済（1970—73年）

1970年11月に成立したアジェンデ人民連合政権は抜本的な制度改革、経済改革を通じ、チリを社会主義に移行させることを目指した。それは、まず経済政策に現れ、翌71年から賃金の大幅引き上げ、貨幣発行量の急速な増大、公共支出の増大など総需要を拡大する政策をとった。その結果、71年の末には財政赤字が対GDP比3%（1970年）から11%へと増大した。また、インフレ防止策として、厳しい物価統制を実施した。同時に、アジェンデ政権は銀行、銅山、工場などの国有化を進め、貧農に農地を分け与える大規模な農地改革をおこなった。

1971年のマクロ経済指標を見るとインフレ率は22%であり、実質経済成長率は7.7%を示し、実質賃金の伸びが29%，失業率は4%以下にまで低下し、一見好調の様相を呈した。しかし、翌72年には財政赤字の対GDP比は13%に達し、1973年には、その比率は更に悪化し、24%を超える数値となつた。政府による工場の接収によって労働者の長期間のストライキが多発し、労働者による工場施設の占拠が日常茶飯事の状態となつた。また、国有化された企業の生産効率は著しく低下した。

アジェンデ政権による政策の乱れは為替政策にも現れ、1973年には15種類の公定レートが設定され、その最低交換率のレートと最高交換率のレートの開きは驚くべきことに8000%にものぼつた。また、農地改革以降、農業生産高も著しく低下した。1972年の8月の月間インフレ率は23%に達し、食料品を中心とする必需品が不足し、国民は日常生活を送るためブラックマーケットに依存するようになっていった。政府は国民生活における食料品の不足を解消する手段として「人民バスケット」

と呼ばれる隣組組織を利用した配給制度を導入し、国民の間からは「チリが第二のキューバになりかねない」という反対の声が高まった。

1973年に入ると事態は更に悪化し、ハイパー・インフレが国民生活を襲い、国内の全ての部門における生産高は低下し、国際収支も危機に瀕した。1973年3月に行われた国会議員選挙において反政府派は大きな勝利を收め、アジェンデ大統領の辞任を要求した^②。

こうした状況の下、ひそかに軍事的蜂起を企てていたチリ軍部は、1973年9月11日ピノchetト陸軍総司令官の下、クーデターを決行した。こうして、その後16年半にも及ぶ長期軍事政権が成立することとなった。

4. ピノchetト政権下における再資本主義化を目的とする経済政策

ピノchetト政権は、自由市場原理を経済政策の中心に据え、シカゴ学派の経済学者を用い、国際市場に直結した経済体制を樹立するため国内経済を対外的に開放し、公共部門への政府介入を極力減らす政策をとった。以下では主要な経済指標を観察しながら考察を進めてゆきたい。

表1. チリの実質GDPと一人当たりの実質GDP、インフレ率

	実質GDP (1977年時ペソ, 百万ペソ)	インフレ率 (%)	GDP成長率 (%)	一人当たりGDP (1977年時ペソ, 千ペソ)	一人当たりGDP 成長率(%)
1970年	283,097	34.9	2.1	30.2	0.2
1971年	308,449	22.1	9.0	32.4	7.1
1972年	304,707	163.4	-1.2	31.4	-2.9
1973年	287,750	508.1	-5.6	29.2	-7.1
1974年	290,554	375.9	1.0	30.0	-0.7
1975年	253,043	340.7	-12.9	24.8	-14.4
1976年	261,945	174.3	3.5	25.3	1.8
1977年	287,770	63.5	9.9	27.3	8.0
1978年	311,417	30.3	8.2	29.0	6.4
1979年	337,207	38.9	8.3	30.9	6.5
1980年	363,446	31.2	7.8	32.7	6.0
1981年	383,551	9.5	5.5	34.0	3.8
1982年	329,523	20.7	-14.1	28.7	-15.5
1983年	327,180	23.1	-0.7	28.0	-2.4
1984年	347,792	23.0	6.3	n. a.	n. a.
1985年	356,139	26.4	2.4	n. a.	n. a.

(出所) チリ中央銀行, 1984年, 89年資料。

表1のGDP成長率の推移から読み取れることは1973年の軍事クーデターを招いた大きな要因としてチリ経済の悪化が大きく関連していたことが挙げられる。また、軍事クーデターの翌年74年及び続く75年にチリが深刻な経済停滞に見舞われたこと、更には82年に再び大きな経済危機が発生していることが経済指標に現れている。前者は、1974年から75年にかけての石油ショックの時期と一致し、また後者は1981年からラテンアメリカ各国を襲った対外債務危機の時期と一致していることから、チリ経済体制が、いかに国際経済の動きに左右され易いものとなっていたかが分かる。

チリにおけるシカゴ・ボーイズと呼ばれるエコノミスト集団は総計100名以上にのぼり、そのうち実際に経済テクノクラートとしてピノchet政権内で大蔵大臣、経済大臣、中央銀行総裁などの経済担当の重要ポストに就いた者は26名である⁽³⁾。その中でも特に74年から大蔵大臣、経済大臣を務め、政権初期の経済方針を指導したホルヘ・カウアス (Jorge Cauas)⁽⁴⁾、75年から経済大臣、大蔵大臣などを歴任し、経済改革、開放経済を推進したセルヒオ・デ・カストロ (Sergio de Castro)、85年の構造調整期に大蔵大臣となり、後にピノchet大統領の後継者として大統領候補となったヘルナン・ビュッヒ (Hernán Büchi)などを代表的なシカゴ・ボーイズの例として挙げができる⁽⁵⁾。

これらシカゴ・ボーイズたちによるチリの再資本主義化を目的とする政策転換の概要は表2で示される通りであり、その政策領域は多岐に及ぶものであった。

ピノchet政権による再資本主義化政策は2つの柱から成り、①所有に関する国有農地の旧所有者への返還と農民への農地の再配分と国有の企業の民営化であり、②資源配分機構に関する自由市場機構の構築であった。農地については、接収された農地89.6万ヘクタールの一部を旧地主に返還し、また50万ヘクタール余りは小農や農民組合に分配した⁽⁶⁾。その後、1980年に制定された80年憲法において私有財産制度がチリの国是であることが明文化され、土地は物権として保証されることが規定された。国営企業に関しては、アジェンデ政権の下で488企業と19銀行が国営化されていったが、そのうち259社は非合法に占拠、徴用されたものであったため、78年までにそのすべてが旧所有者、旧経営者に返還された⁽⁷⁾。

以下では、主に②の自由市場の構築をどのように進めていったかに焦点を当て、シカゴ・ボーイズの経済政策の中で注目された経済均衡政策、貿易自由化政策、資本自由化政策を取り上げる。

(1) 経済均衡政策

1973年9月ピノchet将軍はアジェンデ社会主義政権を軍事クーデターにより倒し、社会的、経済的混乱の收拾を図った。ピノchetは社会主義化したチリ社会を根底から変革することを目指した。この変革、即ち再資本主義化政策の役割を担ったのが、アメリカのシカゴ大学大学院経済学研究科への留学を経験したチリ人エコノミスト、即ちシカゴ・ボーイズたちであった。彼らが、ピノchet政権の経済テクノクラートとして本格的に政府の経済政策立案に参画し始めたのは、軍事クーデターによる社会的混乱が一応、収まった1975年になってからのことであった。75年4月24日、シカゴ・ボーイズのホルヘ・カウアス大蔵大臣は、それまでの漸次にインフレ鎮静をおこなっていく方法からショック療法による早期経済再建プログラムの実施をテレビを通じ公表した。カ

表2. シカゴ・ボーイズによる1970年代の政策転換

政 策 領 域	アジェンデ政権期	ピノchetト政権期
価 格	広範な統制	市場決定 (賃金、為替レートのみ例外)
貿易・為替	複数為替レート制 輸入禁止・数量規制 高関税率(平均94%) 輸入預託金	均一為替レート制 輸入完全自由化 関税率一律10% (自動車のみ例外)
国 内 金 融	金利規制 信用統制 銀行国有化	市場金利 資本市場自由化 銀行再民営化
国際金融	資本移動完全統制 政府対外借入	資本移動漸進自由化 民間対外借入
外国直接投資	活動領域・国有化	内外企業無差別 対外送金制限なし
財 政	重複壳上税 税制優遇措置・補助金 公務員数大 財政赤字幅大	付加価値税20% 特例措置撤廃 公務員数削減 財政黒字(1979-81)
国 営 企 業	500以上	25(1980年) [民営化]
労 働	労組協力 解雇禁止 賃金引上げ強制 非賃金費用大(賃金の40%)	労組・団体交渉権制限 解雇自由度増大 賃金調整自由度増大 非賃金費用削減(賃金の30%)

(出所) 柳原, 1991年, p.44に一部加筆。

ウアスは、やはりシカゴ・ボーイズで後に大蔵大臣を務めることとなるセルヒオ・デ・カストロの協力の下、インフレや非組織部門の問題を段階的に改善する方策よりむしろ急激な改善をめざすショック療法を適用した^⑧。

表3で見られる通り、財政赤字は74年の14億1700万ドルから、75年には3億400万ドルへと著しく削減された。国庫や国営企業の歳出は1975年には従来の25%まで削減され、公共投資額は半分となった。その結果、公共部門における失業率は増加し、失業者数は4人に1人の割合となった。

1974年から75年にかけてのチリ経済は国内には500%を超えるハイパー・インフレーションと国際収支の危機に苦しめられた。ハイパー・インフレーションに対しては、均衡財政の達成と貿易・資本の自由化など市場原理の発揮による経済の効率化が図られた。また、財政均衡策として公務員数の削減、補助金の削減、国営企業の民営化による歳出のカットが図られ、歳入の増加を目的として付加価値税の導入がおこなわれた。表1で見られるように1973年におけるインフレ率は508.1%から74年には375.9%，76年には174.3%，77年には63.5%へと低下した。

また、通貨の増発がインフレを呼び起こすとのマネタリズム的考え方方に立ち、通貨の発行量が制

限された。税収の増加と政府歳出の削減により1974年にGDPの10%を占めていた財政赤字は75年に2.6%に減少した。1975年4月に実行されたインフレ対策はあくまでも通貨量を制限するということに力点が置かれ、為替レートの固定化をアンカーとするものではなかった。この時期に為替レートの固定化をおこなわなかった理由は二つあった。第一には前年の74年4月以来、輸出額の半分以上を占める銅の価格が50%も値下りし、貿易収支バランスが危機に瀕することを回避するためであった。第二には、非伝統部門の輸出を促進するため、実際のチリ国内経済の状況を反映した為替レートを維持しようと考えたためであった。1975年のショック療法策はインフレに対しては即座に効果を上げ、1975年の第2四半期に69%であったインフレ率は同年の第4四半期には26%となった。しかしながら、その一方で、貿易額は著しい減少を示し、失業率は16.4%に達した⁽⁹⁾。

1975年の年率インフレ率は340.7%に達し、国民総生産(GNP)は前年比12.9%のマイナスを記録した。大量の失業者の発生に対して政府は最低雇用プログラム(PEM)を1975年3月に創設した。しかし、PEMで得られる所得は政府の定めた最低給与水準の半分に満たない少額であった。1975年の経済不況で最も深刻な打撃を蒙ったのは約200万人の労働者であり、PEMが発足した10ヶ月後、12万6千名がこのプログラムによって雇用を得たと政府は発表したが、その実態は潜在失業者であった。1970年の労働者の給与を100とすると1975年の給与指数は62.9にまで落ち込んだ⁽¹⁰⁾。

1976年のインフレ率は174.3%から77年にはその半分以下の63.5%に低下した。しかし、その一方で75年のGDP成長率はマイナス12.9%と大幅な低下となり、インフレ抑制のためにGDPの成長が犠牲とされた。

次にシカゴ・ボーズたちが目指したものは、国際収支の均衡であった。

表3. チリのインフレーション安定化政策に関する指標(1973年-78年)

	歳出 (77年ドル)	歳入 (77年ドル)	財政赤字 (77年ドル)	M1の増加率 (%)	ペソ貨の切り下げ率 (%)	総合収支 (A)
1973年	5,990	2,693	3,297	317	1340.0	-112
1974年	4,374	2,957	1,417	272	419.4	-45
1975年	3,206	2,902	304	258	354.5	-285
1976年	3,148	2,867	281	194	104.9	450
1977年	3,337	3,095	242	108	60.5	-15
1978年	3,451	3,335	116	67	21.4	624

(出所)Edwards, 1991年, p. 32.

但し、(A)についてはチリ中央銀行1990年1月データ。

国際収支の均衡策は国内のインフレが30%台に低下した1978年から本格的にスタートした。この国際収支均衡策を中心として採用された考え方は、金本位制のもとで、国際収支の不均衡がどのように調整されるかを説明するシカゴ学派流のマネタリー・アプローチであった。これは「物価水準と正価移動の理論」(the price-specie-flow doctrine)と呼ばれる理論で、正貨の輸出入とそれに伴う物価水準の変動を通じて国際不均衡は調整されるという考え方である。チリではタブリータ（為替表）によって為替切り下げ率を事前に予告し、徐々に国内インフレ率を世界インフレ率に収束させようと試みられたのである。1970年代の後半に至ると為替レートの操作はインフレ対策の最も重要なツールとなり、1978年2月にはタブリータ（為替表）で向こう一年間（1978年2月6日から12月31日まで）の毎日の為替レートのスケジュールが発表された。このタブリータ制は二つの効果をもたらすものと期待された。一つは長期間にわたってインフレ期待をスローダウンできること。二つ目は、ほぼ固定に近い形で為替のレートを維持できることであった。更に、1979年から82年にかけては固定為替レート（1ドル=39ペソ）が採用された。為替レートを固定することで財の需給、国内通貨の需給および貿易へと調整が進み、その結果、国際収支の均衡が得られると考えられたが、実際には総合収支は前年のプラスから82年には大幅赤字（12億ドル）となり、対外均衡は得られなかつた⁽¹¹⁾。

表4. チリの国際収支と銅価格（単位：百万ドル）

	貿易収支	経営収支	資本収支	銅価格 (セント／ポンド)
1970年	n. a.	n. a.	n. a.	64.2
1971年	n. a.	n. a.	n. a.	49.3
1972年	n. a.	n. a.	n. a.	48.6
1973年	-138	-295	183	80.8
1974年	135	-211	166	93.3
1975年	-118	-491	206	55.9
1976年	461	148	302	63.6
1977年	-232	-551	536	59.3
1978年	-702	-892	1,516	61.9
1979年	-603	-1,169	1,912	89.8
1980年	-764	-1,971	3,215	99.2
1981年	-4,841	-4,733	4,800	78.9
1982年	-2,413	-2,304	1,139	67.1
1983年	-1,214	-1,117	576	72.2
1984年	-2,218	-2,111	2,128	62.4
1985年	-1,390	-1,329	1,230	64.3

(出所)加賀美、1990年、P.201.に加筆。

(2) 貿易自由化政策

シカゴ・ボーイズたちは貿易と資本に関して国家経済を開放し、比較優位が働くことを狙う政策を探った。まず、1973年9月に輸入割当制度が廃止され、関税に関しては、1975年には平均関税率は44%となった。更に、政府は78年までに関税率の幅を25%から35%までに引き下げる明言した。また、経済政策を担当したデ・カストロ蔵相は、チリの関税決定自主権が損なわれることを理由にアンデス共同市場(ANCOM)からの脱退を決定し、関税の引き下げの方向を推進し、1979年6月に関税を一律10%にすることを表明した⁽¹²⁾。79年6月には単一関税10%（850CC以上の車を除く）を達成したが、82年から発生した累積債務危機を要因とする国際収支の悪化から、83年3月には20%へと引き上げられた。70年代後半を通じておこなわれた輸入関税の段階的な引き下げによって輸入品価格は下がり、過大評価気味のペソと相俟って輸入が急激に拡大した。この輸入ブームにより国内の生産品は比較優位原理により競争力を失つなくなり、80年代の初めに多数の企業倒産という形で現れた。政府は急激な関税引き下げに対する反省から1982年11月には再び平均で17%の輸入税を課した。

表5は、実質実効為替レートの指標の推移を示したものであるが、1976、77年および79年、80年、81年の指標は、それぞれ前年に比較して減少している。これはペソが過大評価されていたことを示している。

表5. 実質実効為替レート指標（1973-85年）

（1977年=100とする）

1973年	74.4
1974年	122.7
1975年	147.1
1976年	124.1
1977年	100.0
1978年	111.4
1979年	112.2
1980年	97.2
1981年	84.5
1982年	94.2
1983年	113.1
1984年	118.2
1985年	145.2

（出所）Bosworth, 1994, p. 33.

(3) 資本自由化政策

ピノchet政権は1974年7月、外国資本に対する自由化を決定し、外資法（政令第600号）を定めた。同法は外資と内資の差別の撤廃、100%外資の企業のチリ進出の許可、外資20%以上の企

業に対する輸入資本財の関税免除などをその骨子としていた。1977年3月には新外資法（政令第1748号）が制定され、外国への利益送金の自由化など一層の規制緩和がおこなわれた。また、従来、商業銀行で扱えなかった外資の扱いを許可し、毎月の流入取り扱い高を資本金プラス準備金の5%までとした。1982年5月には外資借り入れ期間2年以上という規制を撤廃し、資本を自由化した。

（4）81～82年にかけての経済危機

シカゴ・ボーイズのとった再資本主義化を目的とする資本、貿易などの急速な自由化政策は、やがて、深刻な経済危機をチリにもたらすことになった。

シカゴ・ボーイズが1979年から導入した固定為替制度はチリ国内のインフレ率が高かったため、ペソ価の著しい過大評価を生じさせたが、固定為替制度は維持され続けた。更に、国内の名目利子率も高い水準で推移したため、内外の金利差を狙って海外からチリの民間銀行に大量の貸付けがおこなわれ、更には、これらの銀行から系列の企業に資金が流入し、主として不動産、建築に投資が行われた⁽¹³⁾。このような構造から対外債務の額は82年末には173億ドルに達した。更に事態を危機的状況に導いた要因として国際金利の上昇、外貨獲得の最重要手段であった銅の価格の下降が挙げられる。この経済危機はシカゴ・ボーイズの採用した政策と直接的に関連があったと考えられ、その構造的原因は次の点にあったと整理される⁽¹⁴⁾。第一は、未発達な金融市場の中で、資本市場の完全な自由化をおこなったため、内外の金利差と固定為替レートを狙って多額の外資が流入し、これが民間債務を増大させた。第二には輸入の自由化と固定為替レートにより、海外から安価な耐久消費財が大量に輸入され、国内の製造業が多大の打撃を被ったことが挙げられる。

この危機の発生により、チリの経済成長率は82年に前年比マイナス14%，83年には同マイナス0.7%となった。84年以降、政府は経済への介入をおこない、対外累積債務問題に対しては債務のリスクジュークル、民間債務の政府保証をおこなった。また、国内の景気対策として公共部門による雇用の拡大、賃金の抑制などをおこなった。チリは1985年から世銀、IMFの指導下、経済構造調整策を開始した。

5. シカゴ・ボーイズによる経済政策のチリ経済への影響

1973年9月の軍事クーデターから1985年までにおこなわれた再資本主義化政策はチリ経済にいかなる結果をもたらしたであろうか。ここでは、いくつかの経済指標の推移とそのグラフを観察しながら、同期間の政治的状況と経済的状況の相互関連について若干の考察をおこないたい。

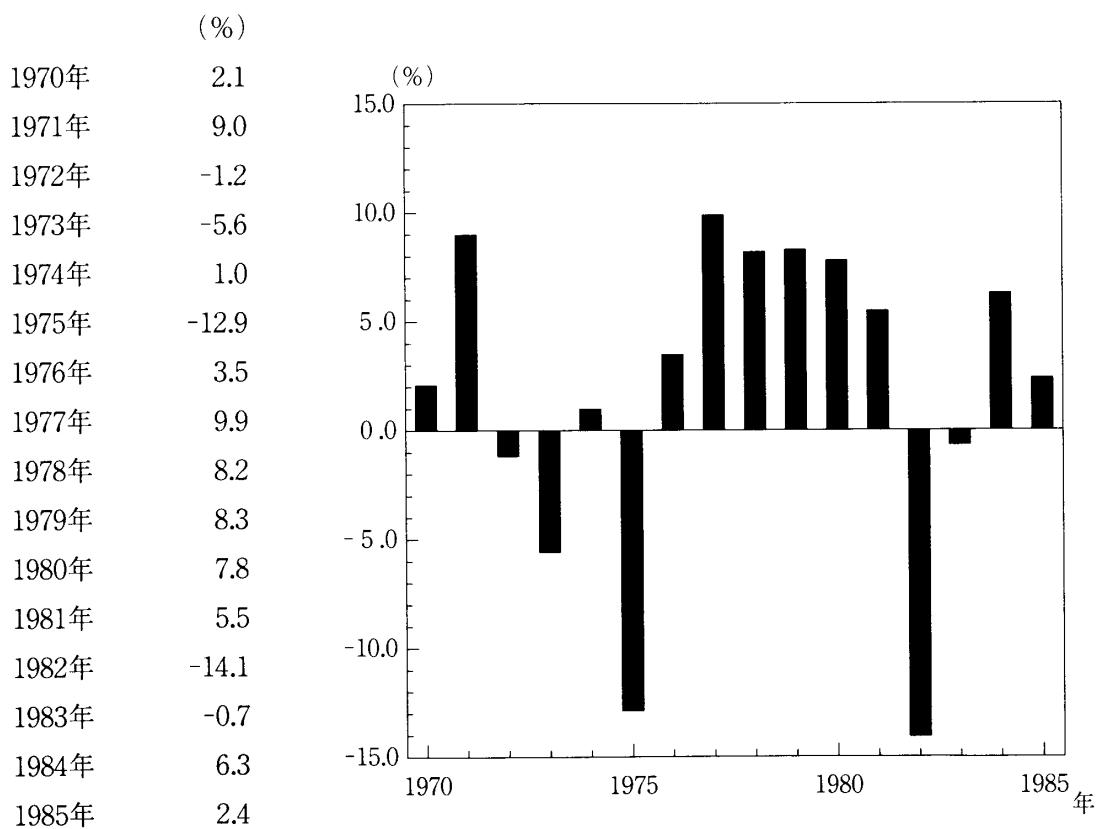
（1）GDP成長率推移

軍事クーデターが発生した1973年におけるGDP成長率は対前年比マイナス5.6%であったが、翌74年の成長率はプラスに転じた。しかし、実質GDP額で見るとクーデター以前の水準にまで回復していない。75年4月からシカゴ・ボーイズによるショック政策が採用されるが、強力な引き締め政策による国内需要の落ち込みや外生要因として第一次石油ショックによる原油価格の高騰、更に

は銅価格が前年の1ポンド当たり93セントから56セントに大幅に急落したことでも大きく影響し、GDP成長率は大きく落ち込んだ。しかしながら、GDP成長率は、その後77年から回復し、80年代の初めまでチリは高度経済成長を遂げた。

しかし、1982年には、それまでの急速な経済自由化政策の行き過ぎと国際経済の悪化が相俟ってチリ経済の成長を著しく阻害した。反ピノchet政権派による抗議運動は、GDP成長率が急激に下降した82年の翌年から頻発している

表6. 及び図1.GDP成長率推移(1970年-85年)



(出所)表1.に同じ。

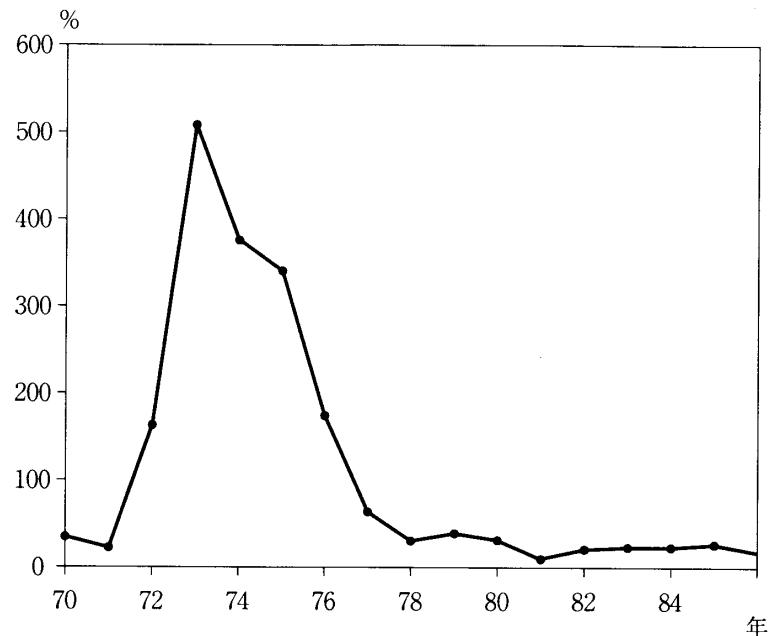
(2) インフレ率推移

軍事クーデターは、インフレ率がピークに達した73年に発生している。インフレ率は、75年のショック政策の採用以降、著しい減少を見せ、80年憲法の是非を問う国民投票の翌年には10%を下回った。

シカゴ・ボイズによるインフレ抑制政策はピノchet政権期の終了に至るまで一貫しておこなわれ、チリはラテンアメリカ地域における低インフレ国として特徴付けられることになる。インフレ抑制に関してシカゴ・ボイズは成果を収めたと評価し得る。

表7. 及び図2. インフレ率推移（1970年-85年）

	(%)
1970年	34.9
1971年	22.1
1972年	163.4
1973年	508.1
1974年	375.9
1975年	340.7
1976年	174.3
1977年	63.5
1978年	30.3
1979年	38.9
1980年	31.2
1981年	9.5
1982年	20.7
1983年	23.1
1984年	23.0
1985年	26.4



(出所)表1. に同じ。

(3) 失業率推移

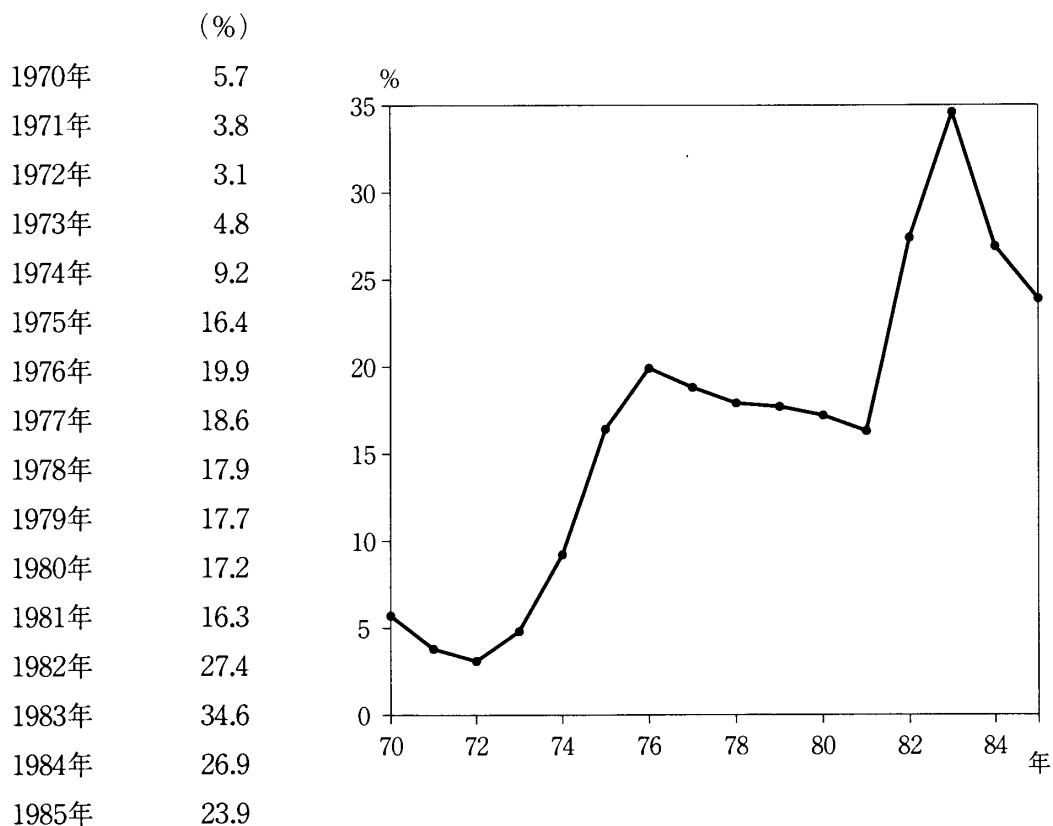
失業率は、1975年を境に恒常的に10~30%台で推移しており、シカゴ・ボーイズが経済政策を担当した大半の期間、労働者に多くの犠牲を強いたことが窺える。労働組合は1973年9月17日に出された軍政令第12号により解散させられ、労組の指導者110名が処刑され、230名が投獄されている⁽¹⁵⁾。労働組合への強い弾圧は特に空軍の軍人が労働大臣を務めた時期とそれに続く文民のフェルナンデス大臣の在任期間に大方一致していたが、リー空軍総司令官がピノchetト大統領により解任された78年7月以降、シカゴ・ボーイズの一員であるピニエーラ労働大臣により、より規制の緩やかな近代的労働法が作られ、労働組合に対する締め付けはある程度、緩和された。しかしながら、労働者の平均賃金水準は70年代~80年代を通じて低い水準に抑制され、1989年の実質賃金は1981年のそれを10%も下まわったという統計資料も存在する⁽¹⁶⁾。

1976年以降はインフレの鎮静化、公的部門のダウン・サイズ化、国営企業の民営化、貿易の自由化などの経済構造改革策が効果を上げ、チリ経済は順調な回復を見せた。ピノchetト大統領は軍事クーデター以来、支配の正統性を国内、国外に示す拠り所を求めていたが、この時期の経済的好調さを背景に「80年憲法」草案の是非を問うべく国民投票をおこなっている。この憲法制定に至る

政治的过程は第1部の中川論稿に詳細に記されているためここでは詳しく取り上げないが、国民の支持を取り付けるため経済的成功は、国民投票に向けての選挙キャンペーン上、大きなセールス・ポイントとなったものと考えられる。

82年に発生した経済危機がいかに深刻であったかは、失業率(34.6%)にも現れており、反政府抗議運動が一挙に本格化していったのである。

表8. 及び図3. 失業率推移(1970年-85年)



(出所) CIEPLAN, PET.

(4) 輸出額と輸出構成の推移

チリの輸出品の構成上の特徴は鉱業產品（そのほとんどは銅鉱石）が非常に高い割合を占めていることである。71年における輸出総額に占める鉱業產品額は84%に達していたが、ピノchet政権下で工業製品、果物、畜産・水産加工品が増加し、79年には輸出総額に占める鉱業品は69%，工業製品29%，果物，畜産・水産加工品2%と変化し、83年には鉱業品59%，工業製品24%，果物，畜産・水産加工品17%へと輸出品の構成に著しい変化が現れた。チリ経済が銅の輸出に依存するという基本構造は依然として残されているものの、輸出額の著しい増大と輸出品目の多様化はシカゴ・ボーズの経済政策のもたらした一つの成果であった。

表9. 輸出產品別輸出額の推移（1971-83年）（百万ドル）

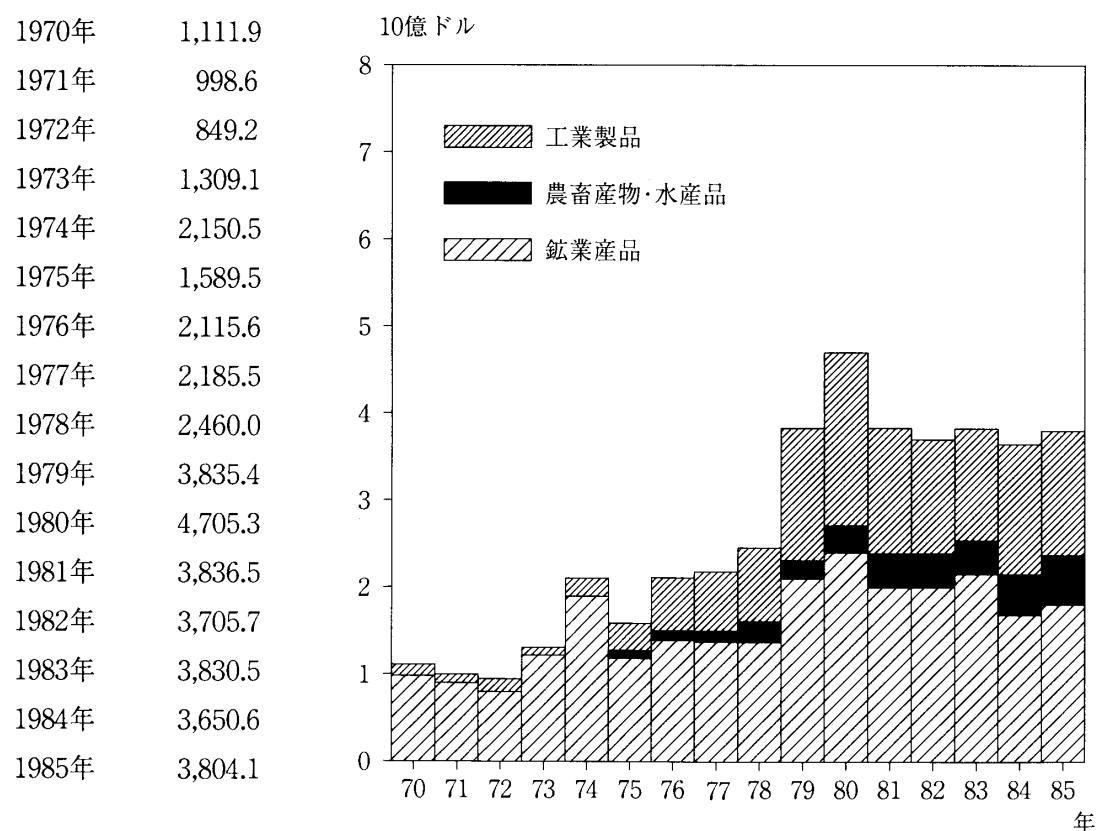
	1971年	1975年	1977年	1979年	1981年	1983年
1. 鉱物產品全体	813.2	1,075.4	1,403.2	2,253.9	2,279.1	2,296.6
銅	701.8	890.4	1,187.4	1,799.6	1,692.1	1,835.7
2. 農產品全体	29.4	86.1	159.5	264.5	365.4	327.5
生鮮果物	13.4	37.8	63.6	123.3	198.6	220.5
3. 工業品・加工品	119.6	390.6	627.6	1,245.0	1,286.0	1,211.4
魚肉	29.8	29.2	86.5	152.6	202.0	307.1
木材	7.0	25.2	70.4	164.7	158.5	116.4
紙製品	32.0	93.7	134.4	238.8	259.0	208.0
化学品	11.8	46.4	77.9	128.2	143.0	109.8
金属製品、機械類	4.4	42.4	36.8	59.5	45.1	20.3
基礎金属製品	9.0	58.6	103.7	306.5	235.0	285.5
合計(1+2+3)	962.2	1,552.1	2,190.3	3,763.4	3,930.7	3,885.5

(出所) Edwards, *op. cit.*, p. 123.

(注) 上記数値には輸出シップメントが含まれる。

表10. 及び図4. 輸出額と輸出構成の推移（1970年-85年）

(FOB, 百万ドル)



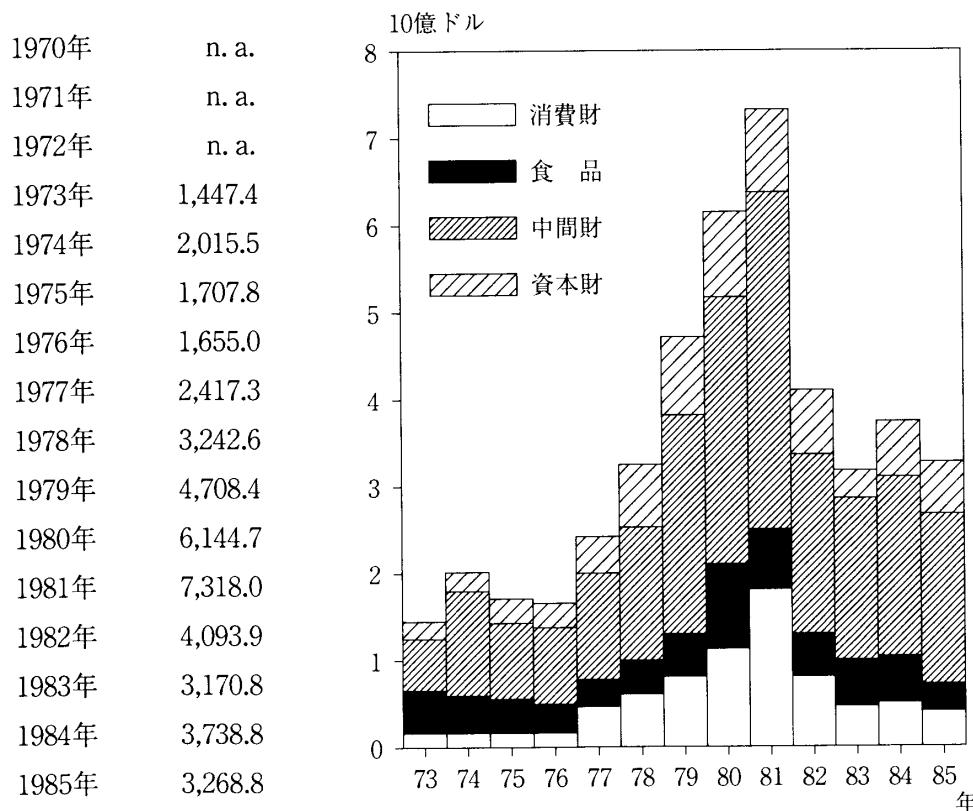
(出所) チリ中央銀行。

(5) 輸入額と輸入構成の推移

輸入について見ると、79年に採られた関税率一律10%政策と為替レートの固定化（1ドル=39ペソ）により、急速に輸入が拡大していることが分かる。特に中間財、消費財、資本財の輸入が大幅に拡大している。しかしながら、耐久消費財の輸入はチリ国内の製造業を直撃し、また、大量の資本流入は金融資産の増大や株価操作などによる経済のゲーム化につながり、バブル現象を生み出したが、株価は、その後、急落し、企業の大量倒産（79年368件、80年427件、81年433件、82年810件）を引き起こし、大量の失業者を生んだ⁽¹⁷⁾。

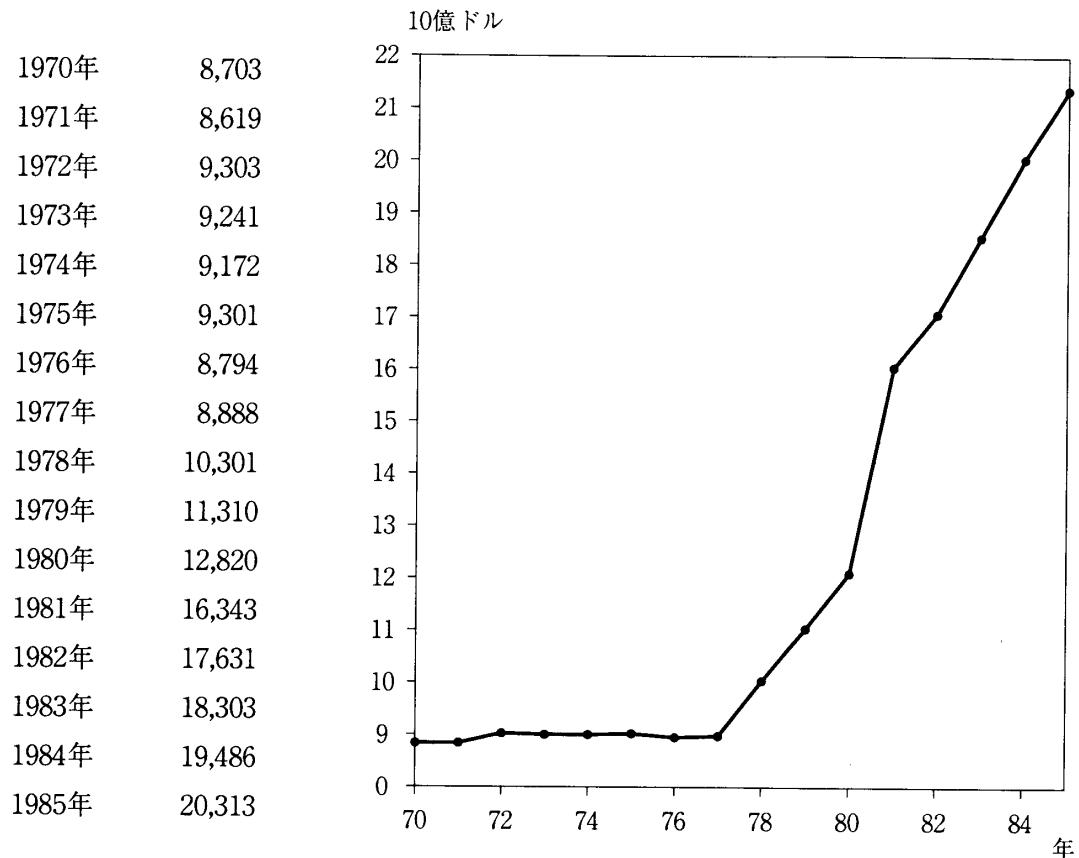
更に、79年には第二次石油ショックによる原油の高騰と輸出の5割を占める銅価格が1ポンド当たり67.2セントまで下落したこと、国際金利が上昇したことから、チリのGDP成長率は82年には対前年比でマイナス14.1%となった。この時期の失業率は82年に27.4%、83年には34.6%に達し、軍事政権の成立以来、失業率は最悪の状態を記録した。1983年5月11日にチリの労組の中で最大の影響力を持つ銅山労働者組合（Confederación de Trabajadores del Cobre, CTC）が中心となり政府の経済政策の変更を求め、軍事クーデター以来、初の職場放棄を呼びかけた。この83年5月の労組による抗議運動を契機としてチリの反政府運動は、より組織化され、全国に拡大してゆくことになる。この時期の経済危機が反政府運動に与えたインパクトは大きなものがあったといえる。

表11. 及び図5. 輸入額と輸入構成の推移（1970年-85年）
(CIF, 百万ドル)



(出所) チリ中央銀行。

(6) 対外債務額推移

表12. 及び図6. 対外債務額推移（1970年-85年）
(百万ドル)

(出所) チリ中央銀行。

1978年からは 民間部門の対外債務が増加する傾向が見られたが、82年には国際的な債務危機が発生し、チリの抱える対外債務は急激に増加した。シカゴ・ボーイズが先鞭をつけた再資本主義化を目的とする経済開放政策は、この時点での破綻をきたし、遂には1985年から世界銀行、IMFの指導下で国際収支の改善を目的とする構造調整がおこなわれることとなる。ピノчетット政権は、この対外累積債務問題をきっかけとしてアメリカの影響力が強い世銀、IMFとの良好な関係構築を余儀なくされ、それまでの国際社会との没交渉的姿勢を転換せざるを得なくなつてゆくのである。ピノчетット政権はその成立以来、一貫して反米主義路線を採ってきたが、アメリカの影響化にある世銀、IMFが莫大な融資を決定した背後には、シカゴ・ボーイズとこれら国際金融機関との間に太いパイプがあったことを指摘しておきたい。

6. 結びにかえて

ピノchet政権の成立直後の経済政策はマクロ経済の不均衡是正、特に、インフレーションの抑制にあった。やがてシカゴ・ボイズたちは、経済システムそのものの非効率性の改革へと向かっていった。彼らは極端にマネタリスト的な経済政策をおこない、チリ経済の構造改革が進められてゆく。その中心的政策は価格統制の廃止、海外との競争の導入、国内金融市場の自由化、公共部門の削減と国営企業の民営化、鉱山や農地の所有権の旧所有者への返還、税制の改革などであった。この一連の改革政策はチリ経済を対外的に開かれた自由市場とする目的でおこなわれたものであった。1979年からシカゴ・ボイズは収支勘定に対し、マネタリズムにもとづくアプローチの完全適用を試みた。10%の一率関税適用により自由貿易体制は維持され、また固定為替レートも同時に維持された。しかし、対外債務が危機的な状況となった1982年に至るまでマクロ経済の均衡は無視され続け、インフレの抑制に目が奪われ、貿易の不均衡は見逃された。国内通貨の購買力は1/3に下落し、対外債務は3年間で2倍に増加した。また、非伝統輸出品の輸出ブームは低下し、貿易は大幅な赤字となり、経常収支赤字はGDP（1981年時値）の18%に達した。このような不均衡は民間部門における過度の消費、金融の自由化、貿易面におけるマネタリズムによるグローバル化の結果であった。それでもなおシカゴ・ボイズたちは民間セクターによる対外債務によっては為替危機は決して起こり得ないと考えていたのである。しかしながら、1982年、チリは多額の対外債務により大きな危機に直面することになった。本稿では紙幅の制限からチリ経済の構造転換のダイナミズムの全てを描き尽くせなかったが、これに関しては、よりきめ細かな分析を行うことを今後の課題としたい。

また、政治的側面から見るとこの経済危機を契機としてチリ国民の間に押し止め様のない反政府運動が開始され、ピノchetは内務大臣として保守派の政治家 S. O. ハルパ(Sergio Onofre Jarpa)を起用し、反政府政治勢力との政治対話を開始したのであった。

シカゴ・ボイズによるチリの再資本主義化政策に対する評価は両極端を成している。とりわけ、ピノchetの経済政策に反対するチリ人工コノミストからの評価は極端に悪い¹⁸⁾。しかし、ピノchet政権崩壊後、90年に成立した民主政権は、80年代を通じて得られた経済的成果を『金の卵を生む鶏』に譬え、これを守る方針を示し、今日に至っている。シカゴ・ボイズによる再資本主義化政策は一方では、チリ国民の間の所得格差を増大させたが、他方でチリ経済の構造的变化をもたらしたことは明らかであり、80年代後半から今日に至るまでチリ経済は堅調な成長を持續しているのである。

(たけうち わたり 産業情報学科)

第1部 [注]

- (1). 純粹に経済的側面からの時期区分としては、1981年までの第一次構造調整期、1982年から1984年までの過渡期、1985年以降の第二次構造調整期の三つに分類される。細野, 1993, pp. 124-132を参照。1982年から1984年までの過渡期は、金融危機への対症療法的対応に追われ政策上の動搖が見られる転換期に当たり、厳密には1985年2月のビュッヒ蔵相就任を画期とする現実主義的構造調整期と区別すべきだが、本稿では、経済政策決定に際してのスタンスの転換（国家によるマクロ経済政策の有効性を認めるか認めない）を軸に、教条主義期と現実主義期とに大別している。中川, 1994, pp. 122-125を参照。
- (2). Cavallo y otros, 1987-88, No. 1, No. 3, No. 7 y No. 22, Arriagada, 1985, pp. 123-135 y pp. 146-164, y Varas, 1987, pp. 27-32.
- (3). Las Fuerzas Armadas de Chile, Bando No. 5, del 11 de septiembre de 1973. [citado en Vergara, 1985, p. 19, y en Arriagada, *op. cit.*, pp. 72-74].
- (4). Junta Militar de Chile, Decreto Ley No. 1, del 11 de septiembre de 1973 (Diario Oficial del 18 de septiembre de 1973). [citado en Arriagada, *op. cit.*].
- (5). Bando No. 5. [citado en *ibid.*].
- (6). 社会の全面的再編という方針は、実際には既にクーデタから僅か1ヶ月後の10月11日のピノチエット演説をかわきりに公文書にも出ていた。とはいえ、この1974年3月の宣言は、社会の再編という大きな目標・使命を執政評議会が正式に提示したことを意味し、ピノチエット派の前進を示すものとして捉えられる。しかし、1978年頃までは支持勢力内諸分派間の相違を反映して折衷的言説が多く、各政策分野ごと或いはその内部にも矛盾や対立が引き続き存在した。Vergara, *op. cit.*, pp. 19-21.
- (7). Arriagada, *op. cit.*, pp. 76-80.
- (8). Junta de Gobierno de Chile, "Declaración de Principios del Gobierno de Chile", del 11 de marzo de 1974. [citado en *ibid.*, pp. 74-76, y en Vergara, *op. cit.*, p. 21].
- (9). 向江, 1986, pp. 35-36, Arriagada, *op. cit.*, pp. 81-82.
- (10). General Augusto Pinochet, Discurso pronunciado en el 9 de julio de 1977, en la reunión organizada en el cerro "Chacarillas" por la Secretaría Nacional de la Juventud. [citado en Arriagada, *op. cit.*, p. 82].
- (11). この委員会は、憲法改革案の研究・作成を目的に1973年9月24日に作業を開始した。公式には大統領令（Decreto Supremo）第1,064号によって同年10月25日に設置が定められた。委員長のエンリケ・オルトゥサルは、1964年に「1925年憲法」修正案を作成し議会に提出していた人物だった。成立はしなかったが、それは、強大な大統領権、議会の干渉から解放された自由な経済、議会の職権の制限などを目指すものであった。Cavallo y otros, *op. cit.*, No. 30.
- (12). Arriagada, *op. cit.*, pp. 82-84 y pp. 96-120.
- (13). 戒厳令については、「1980年憲法」のみならず、「1925年憲法」にも規定があった。「1980年憲法」によれば、戒厳令とは、原則として大統領が議会の同意によって内乱または騒乱の場合布

告できる例外事態令である。例外事態令には他に、総動員、緊急事態令、災害事態令が含まれる。これら三つの種類の例外事態令は、それぞれ、戦争状態、国家的危機、大規模災害時に大統領が国家安全保障会議の同意によって布告できる。ただし、「1980年憲法」制定前のみならず制定後の移行期間にも、議会は設置されなかったため、経過規定により、緊急事態と災害事態は大統領みずから、総動員と戒厳令は執政評議会の同意により布告できるものとされた。戒厳令と緊急事態令の違いは、前者においては、恣意的な逮捕・拘留、強制連行、国外追放ならびに結社・労働組合の権利行使の制限を含め、移動の自由の制限、特定人物の出入国制限、集会の権利や報道・言論の自由の停止・制限、信書・通信の検閲が行われるのに対し、後者では、恣意的な逮捕・拘留、強制連行、国外追放、結社・労働組合の権利行使の制限、および報道・言論の自由の停止は除外された。

- (14). 1978年1月4日の「国民協議」成功祝賀会へのリー將軍の欠席、5月1日計画倒れに終わった反ピノchet・クーデタ、7月半ばイタリア紙 *Il Corriere della Sera* とのインタビューでの早期民政移管支持発言など、ピノchet将軍との対立が公然化していた。
- (15). Cavallo y otros, *op. cit.*, No. 20, Maira, 1984, pp. 173-212, y 向江, *op. cit.*, pp. 36-37.
- (16). 国家審議会は、憲法令 (Acta Constitucional) 第1号によって1976年1月1日付けで設置が定められていた。参加を要請された当時存命中の3人の共和国大統領経験者のうち、エドゥアルド・フレイ・モンタルバ（現大統領 E.F. ルイス-タグレの父）は、この審議会が何の職権も有しない諮問機関であることを批判して、構成員になることを拒否した。Cavallo y otros, *op. cit.*, No. 11 y No. 30.
- (17). 社会労働分野においてネオ・リベラリストの意見が反映されるまでには時間を要した。当初、労働大臣は空軍の軍人が務め、反共理想主義と言えるコーポラティスト的な社会労働立法を実現しようとしていた。結局、軍人大臣は1976年に解任され、後任には、セルヒオ・フェルナンデスが就いた。彼も、コーポラティスト的立場を踏襲したもの、この時期は、社会労働分野では管理統制と弾圧が強められ、労使協調の理想とはまったくかけ離れた状況が続いたため、制度化論議は小康状態となった。労使協調路線と管理統制路線との駆け引きの中で、新しい経済システムに適合した新たな社会労働立法の必要性を唱えるネオ・リベラリスト派の労働大臣が登場するのは、労使協調派のリー將軍を追い落とし、経済的にも上向きとなつた1978年7月のことであった。以後、ホセ・ピニエーラ労相のもとで、労働立法が次々と制定されていった。詳しくは、Vergara, *op. cit.*, pp. 134-156 y pp. 215-229.
- (18). 数々の政令を通して「大統領」の肩書きを既に手に入れていたピノchetであったが、正式な手続きを欠いた「事実上の」大統領には、限界があった。そのひとつは、大統領としての四軍に対する統帥権の問題だった。ピノchetは、「国民協議」や「国民投票」で民意というお墨付きを得ることで、解決を図った。実際、「国民協議」の後、リー將軍の解任を実現し、事実上、統帥権を行使することに成功したが、直後の1979年9月の大統領演説で、初めて自らの統帥権を明言し、権力強化の歩を進めた。そして、さらに、この「1980年憲法」では、執政評議会に対する大統領の優位を確立し、自らは大統領として、執政評議会議長を統投するとともに、

評議会メンバーの陸軍代表に自らの代理人を任命する権限も獲得した。Arriagada, *op. cit.*, pp. 146-164.

- (19). この草稿は、ピノchetト大統領がモニカ・マダリアガ法相に依頼して用意されたものであった。彼女は、ハイメ・グスマンに協力を依頼していた。Cavallo y otros, *op. cit.*, No. 30.
- (20). 特別作業部会は、フェルナンデス内相を含め、モニカ・マダリアガ法務大臣、四軍の代表者〔陸軍：フェルナンド・ライオン将軍、海軍：アルド・モンタニヤ将軍、空軍：エンリケ・モンテロ将軍、警察軍：ハリー・グリュネヴァルト少佐〕、大統領府付参謀総長のサンティアゴ・シンクレール将軍、補佐役として法制書記官のマリオ・ドゥバウシェレ海軍大佐の計8名によって、構成されていた。*ibid.*
- (21). グレミアリスタは「職能組合主義者」と訳すことができるが、特に、伝統的コーポラティストと区別し、1960年代後半からアジェンデ政権期にかけて組織されたカトリック大学を中心とした反共学生運動（「カトリック大学グレミアリスタ運動」；ハイメ・グスマン、ハビエル・レトゥリア）にその起源を持つイデオロギー集団を指す。政治的には、反共、反社会主義、反キリスト教民主主義を掲げて、反国家主義、反政治（政党）主義、反階級闘争主義の下に、制限的多元主義を主張していた。ピノchetト政権になってからは、「自由社会」建設のための根本的な社会変革の必要性を主張し続けてきた。彼らは確固とした経済ヴィジョンを持ってはいなかったが（或いはそのおかげで）、「ネオ・リベラリスト」との共同作業を通して、特に法制化など「政治的」面で重要な役割を果たしてきた。尚、軍政期に労相・内相を歴任したセルヒオ・フェルナンデスも、これと密接な関係にある。具体的な結社としては、Nueva Democracia (ND: 1979) やUnión Demócrata Independiente(UDI: 1987)がある。Friedmann, 1988, pp. 109-110 y pp. 161-164.
- (22). グレミアリスタとネオ・リベラリストとの協力関係は1960年代から既に築かれていた。彼らは同じ時期にチリ・カトリック大学で学んだり教鞭を執っていたという共通点がある。1970年代までのチリにおいては、ネオ・リベラリストとはシカゴ・ボーイズを指すと考えて差し支えなかった。シカゴ・ボーイズとは、狭義には、カトリック大学経済学部およびシカゴ大学経済学部でミルトン・フリードマンらのマネタリズムを学んだエコノミスト達を指す。カトリック・シカゴ両大学の経済学部間の学術交流は1950年代半ばから始まり、カトリック大学からの多くの留学生がシカゴ大学で学位を取得し、帰国後は母校で教職に就く者も多かった。1960年代にはカトリック大学経済学部は新自由主義経済学の牙城となっていたが、注(21)で説明したように、グレミアリスタはカトリック大学の反共学生運動にその起源を持つイデオロギー集団であり、人的・知的交流があったことは確実である。実際、グレミアリスタ指導者ハイメ・グスマンは、1960年代末頃からネオ・リベラル系オピニオン雑誌と協力関係にあったほか、軍事政権の経済政策の基本となった経済再建プラン「エル・ラドリージョ」の準備会合にも1973年初頭から頻繁に参加していた。Centro de Estudios Pùblicos, 1992, p. 10, y Cristi y Ruiz, 1992, pp. 103-123.

(23). Vergara, *op. cit.*, pp. 196-213.

(24). その後の3回の憲法修正により、経過規定も最新版（1993年）では計34条項となっている。

(25). この「政治政党憲法構成法」（法律第18,603号）は、1987年3月11日公布され、同23日付け『官報』に掲載された。

(26). チリにおける民政復帰の実際の経過は、次のようになった。

1988年8月30日、執政評議会は、国民投票で信任を問う次期大統領候補としてピノchetを指名。

1988年10月5日、ピノchetが大統領として1997年3月11日まで続投することに賛成か反対かを問う国民投票を実施。反対過半数で、ピノchet不信任。この結果、「1980年憲法」経過規定により、ピノchet大統領の任期は満了予定の1989年3月11日から1年間自動延長。

1989年7月30日、「1980年憲法」修正案の是非を問う国民投票、実施。修正承認。

1989年12月14日、大統領選挙と国会議員選挙実施。大統領選挙では、国民投票で不信任票投票キャンペーンを展開した中道左派連合「コンセルタシオン」統一候補パトリシオ・エイルワインが、他の2候補を抑え54%の票を獲得して勝利。

1990年3月11日、エイルワイン、大統領就任。民政復帰。

(27). CONSTITUCION POLITICA DE LA REPUBLICA DE CHILE (『1980年チリ共和国憲法』).

(28). Vergara, *op. cit.*, pp. 197-200.

(29). 伝統的民族派コープラティストを最も純粋に代表する人は、パブロ・ロドリゲスである。職能別代表制民主主義を主張し、普通選挙や政党政治を拒否する。また、政治的諸制度による経済の管理を主張する点で他の軍政支持勢力と根本的な対立点を持つが、「近代化」路線を評価してみたり、基本的にその主張は曖昧である。いずれにせよ、熱烈なピノchet・軍政支持集団である。尚、関連機関誌に AVANZADA(1976)、関連団体には、Frente Nacionalista Patria y Libertad(FNPL: 1970-73), Movimiento de Acción Nacional(MAN:1983-86, 広義の「コープラティスト」諸潮流の連合組織)があった。

また、グレミアリストと伝統的コープラティストとの中間に位置する様な結社に重要なものがあった。アバンサーダ・ナシオナルAvanzada Nacional(AN: 1983-)がそれである。特徴としては、軍関係者が多くて、ピノchetへの絶対的支持の傾向が強く、反政治主義的傾向もグレミアリストより強いが、経済ヴィジョンは、伝統的コープラティストよりもグレミアリストに近かった。代表する人物には、セサル・イダルゴ・カルボ、ベンハミン・マッテ、カルロス・クルス-コーカ、セルヒオ・ミランダ・キャリントンなどがいた。Vergara, *op. cit.*, pp. 209-212, Friedmann, *op. cit.*, pp. 24-27, pp. 60-62 y pp. 76-78.

(30). “Voto de Minoría”と自称するのは、国家審議会議員のカルロス・カセレスとペドロ・イバニエスであった。彼らは、「ネオ・リベラリスト」的社會・経済ヴィジョンを全面的に受け入れるが、政治的には、極端なアリストクラシー的制限民主主義を主張していた。Vergara, *op. cit.*, pp. 207-209.

(31). J. Leturia, *El Mercurio*, 3 de agosto de 1980. [citado en *ibid.*, p. 197.].

- (32). J. Guzmán, "El camino político de Chile", documento publicado a raíz de su constitución, *El Mercurio*, 21 de octubre de 1979. [citado en *ibid.*].
- (33). *Ibid.*, pp. 199-200. これに関して、旧国民党フランシスコ・ブルネス元上院議員〔現在の二大野党のひとつ国民革新党（RN:Partido Renovación Nacional）の前身となった旧国民党改革派集団の国民統一運動（MUN:Movimiento de Unión Nacional）に1984年に参加〕は次の様に表明していた。「私は、正式な憲法が（現在）作られているのは時期尚早なことだと思う。国民が憲法に順応させることはできないのであって、憲法が国民に適合させられなければならない。」[Revista *Cosas*, No. 71, 21 de junio de 1980, citada en *ibid.*, p. 200.].
- (34). 本稿第1部第3節及び注(18), 注(19), 注(20)を参照。
- (35). 4回の修正内容の簡単な説明は、中川, 1997, p. 28 を参照。
- (36). チリの民主化プロセスにとってのアメリカ合衆国の役割に焦点を当てた分析として、竹内, 1997がある。

〔参考文献〕

<英語, 西語>

1. Aldunate, Arturo F. 1988, *Los economistas y el Presidente Pinochet*, Santiago: Empresa Editora Zig-Zag, S. A.
2. Arriagada, Génaro 1985, *La política militar de Pinochet*, Santiago: Fernando Silva M.
3. Cavallo, Ascanio, Manuel Salazar y Oscar Sepúlveda 1987-88, *La historia oculta del Régimen Militar*, Fascículo semanal del diario *La Epoca* (del diciembre de 1987 al julio de 1988), Santiago.
4. Centro de Estudios Públicos (ed.) 1992, "El Ladrillo": *Bases de la política económica del gobierno militar chileno*, Santiago: CEP.
5. CONSTITUCION POLITICA DE LA REPUBLICA DE CHILE.
6. Crsiti, Renato y Carlos Ruiz 1992, *El pensamiento conservador en Chile*, Santiago: Editorial Universitaria, S. A.
7. Friedmann, Reinhart 1988, *La política chilena de la A a la Z: 1964-1988*, Santiago: Melquiades.
8. María, Luis 1984, *Chile: Autoritarismo, democracia y movimiento popular*, Santiago: CIDE (Centro de Investigación y Docencia Económicas, A. C.).
9. Martínez, Javier and Alvaro Díaz 1996, *Chile: The great transformation*, Geneva: UNRISD (The United Nations Research Institute for Social Development).
10. Pérez, Libio 1988, "Plebiscito de 1980: Una experiencia de fraude", Revista *Análisis*, No. 226, (del 9 al 15 de mayo de 1988), Santiago.
11. Pinochet Ugarte, Augusto 1991, *Camino recorrido: Memorias de un soldado* (Tomo 2), Santiago: Instituto Geográfico Militar de Chile.
12. Varas, Augusto 1987, *Los militares en el poder: Régimen y Gobierno Militar en Chile*, Santiago: Pehuén Editores.

13. Vergara, Pilar 1985, *Auge y caida del Neoliberalismo en Chile*, Santiago: FLACSO (Facultad Latinoamericana de Ciencias Sociales).

<邦語>

1. 大阪経済法科大学比較憲法研究会訳, 「チリ共和国憲法(上)・(中)・(下)」『法学研究所紀要』第6, 7, 8号 (1984年12月, 1986年3月, 1987年6月), 大阪経済法科大学法学研究所.
2. 竹内恒理 1997, 「アメリカの対チリ『民主化』外交の展開—レーガン政権のピノchet政権への外交圧力の事例—」『つくば国際大学紀要』第3巻.
3. 中川智彦 1994, 「90年代チリ文民政権の歴史的課題—軍事政権による『資本主義的革命』の後で—」『比較文化研究』No25, 比較文化学会.
4. 中川智彦 1997, 「チリの民政復帰と『1980年憲法体制』」『ラテンアメリカ・カリブ研究』第4号.
5. 細野昭雄 1985, 「チリにおける脱ポピュリズムと民政への移行」遅野井茂雄編『冷戦後ラテンアメリカの再編成』, アジア経済研究所.
6. 松下洋 1987, 『ペロニズム・権威主義と従属—ラテンアメリカの政治外交研究』, 有信堂.
7. 向江龍司 1986, 「チリにおける政治変動と再民主化(1)」『アジア経済』第27巻第6号(6月), アジア経済研究所.
8. 吉田秀穂 1985, 「軍政下チリの経済政策と経済構造の変容：自由主義的政策の失敗」小坂允雄／丸谷吉男編『変動するラテンアメリカの政治・経済』, アジア経済研究所.
9. 吉田秀穂 1986, 「チリにおける民主化問題の基本的構図：経済社会構造と政治制度を中心に」松下洋／遅野井茂雄編『1980年代ラテンアメリカの民主化』, アジア経済研究所.
10. 吉田秀穂 1987, 「チリ新憲法(1980年憲法)の一分析」『法学研究所紀要』第8号, 大阪経済法科大学法学研究所.

第2部〔注〕

- (1). Valdés, 1989, pp. 120-126.
- (2). Edwards, 1991, pp. 6-9.
- (3). Delano, etc., 1989, pp. 16-31.
- (4). カウアスはシカゴ大学で学位を取得していないが、その経済学的立場はシカゴ学派に属した。
- (5). ビュッヒはコロンビア大学留学組であり、シカゴ大学で学んではいないが、その経済政策は明らかにシカゴ学派の影響が見られた。
- (6). 加賀美, 1990, p. 203. ピノchetトは軍事政権への支持への見返りとして保守派の小自作農、農民組合に土地の配分をおこなったのである。
- (7). *ibid.*, p. 205.
- (8). Briones, 1987, p. 150. チリ経済へのショック療法の適用については、シカゴ大学のM.フリードマン教授からカウアス大蔵大臣へ直接アドバイスがあったと言われている。
- (9). Edwards, *op. cit.*, pp. 33-34.
- (10). Foxley, 1982, pp. 38-48.
- (11). 加賀美, *op. cit.*, pp. 235-236.
- (12). Edwards, *op. cit.*, pp. 110-113.
- (13). 細野, 1993, pp. 125-126.
- (14). 山岡, ほか, etc., 1991, p. 13.
- (15). Valdés, *op. cit.*, p. 76.
- (16). 1990年チリ国立統計局(INE)発表データ。
- (17). 加賀美, *op. cit.*, p. 208.
- (18). 反ピノchetトの立場に立つ、キリスト教民主党系のエコノミストであるパトリシオ・メジェール(Patricio Meller)は、『シカゴ・ボイズとチリの経済モデル』(1984年1月)の中で、1982年の経済危機以降多くの企業が倒産し、また主要銀行国家の管理下に置かれた状況を評して、シカゴ・ボイズによる経済運営が政府による不介入とは全く逆の方向である「マネタリズムという手段による国有化」であると非難し、10年間に亘る政府の経済政策によりチリは多額の社会的、経済的、政治的犠牲を強いられたと結論付けた。Meller, 1984, pp. 7-8.

〔参考文献〕

＜英語、西語＞

1. Bosworth, Barry P. and Rüdiger Dornbusch, Raul Laban, eds. 1994, *The Chilean Economy: Policy Lessons and Challenges*, Washington, D. C.: The Brookings Institution.
2. Briones, Alvaro 1987, *La Economía es política*, Santiago: Editorial Aconcagua y Vector.
3. Delano, Manuel and Hugo Traslaviña 1989, *La herencia de los Chicago Boys*, Santiago: Las Ediciones del Ornitorrinco.

4. Edwards, Sebastian and Alejandra C. Edwards 1991, *Monetarism and Liberalization: The Chilean Experiment*, London: University of Chicago.
5. Fontaine A., Arturo 1988, *Los Economistas y el Presidente Pinochet*, Santiago: Editora Zig-Zag.
6. Foxley, Alejandro 1982, "Experimentos Neoliberales en America Latina", *Colección Estudios CIEPLAN* No. 59, (Marzo 1982), Santiago.
7. Ffrench-Davis, Ricardo 1982, "El experimento monetarista en Chile: Una síntesis crítica", *Colección Estudios CIEPLAN* No. 9, (Diciembre 1982), Santiago.
8. Meller, Patricio 1990, "Resultados económicos de cuatro gobiernos chilenos: 1958-1989", *APUNTES CIEPLAN* No. 89, (Octubre 1990), Santiago.
---- 1984, "Los Chicago Boys y el modelo económico chileno: 1973-1983", *APUNTES CIEPLAN* No. 43, (Enero 1984), Santiago.
9. Ponce Molina, Homero 1989, *Historia del Movimiento Asociativo Laboral chileno* (Segundo Tomo-Período 1973-74 hasta 1988), Santiago: CEN.
10. Valdés, J. Gabriel 1989, *La escuela de Chicago: Operación Chile*, Buenos Aires: Grupo Editorial Zeta.

<邦語>

1. 加賀美充洋 1990, 「チリのインフレーションと経済安定化政策」西島章次編『ラテンアメリカのインフレーション』, アジア経済研究所.
2. 中川智彦 1997, 「チリの民政復帰と『1980年憲法体制』」『ラテンアメリカ・カリブ研究』第4号.
3. 細野昭雄 1988, 「チリの外資政策とその効果」丸谷吉男編『ラテンアメリカの経済危機と外国投資』, アジア経済研究所.
4. 細野昭雄 1993, 「チリにおける脱ポピュリズムと民政への移行」遅野井茂雄編『冷戦後ラテンアメリカの再編成』, アジア経済研究所.
5. 柳原 透 1991, 「チリの構造調整と成功の背景と教訓」『基金調査季報』第72号.
6. 山岡通宏・谷本寿男・角川浩二・今井純一 1991, 「チリの経済発展と今後の経済開発の方向」『基金調査季報』第72号.

Political-economy Analisyis towards the Established Process of Pinochet Regime in Chile

Watari Takeuti
Motohiko Nakagawa

This article on Chilean Pinochet regime is the result of discussions between two experts of Latin-American Studies, Mr. Watari Takeuchi and Mr. Motohiko Nakagawa, both of them have stayed in Chile in the final period of Pinochet regime in 1980's. This work is composed of two theses, one is the Mr. Nakagawa's political approach and the other is Mr. Takeuchi's economic approach. Mr. Nakagawa analyses, from political point of view, the period after the coup d'état in 1973 up to the mid 80's, that president Pinochet had tried to gain its legitimacy through under taking the "institutional transformation project", which is often called "Capitalistic Revolution". The effort at seeking legitimacy was brought into as the 1980's Constitution, which was the ideological, political, economic and social expression of the Pinochet regime.

Mr. Takeuchi analyses economic policies under Pinochet's early regime until mid-80's, and makes conclusion that those economic policies were ideological product of "Chicago Boys" (Chilean economist group who had studied at University of Chicago) and they purposed to re-capitalize the Chilean economy and society.

Key Words: Pinochet, Capitalistic Revolution, Chicago Boys